

第4次上野原市地域福祉活動計画

をさえ ささえられ うえのはらで いきる



令和5年3月

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会

はじめに

地域福祉とは、地域社会において地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策とそれに基づく実践をいいます。また、地域福祉は、制度化された福祉サービスや事業のみで実現するものではなく、住民やボランティア、企業、団体、行政・関係機関等が協働して実践することによって支えられています。

近年、地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の急速な進展や、住民相互のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、家庭や地域における相互扶助機能が低下する状況となっています。また、高齢の親と無職の50代の子が同居することによる問題（8050問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、家事や家族の世話を未成年者が行う（ヤングケアラー）の増加など、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

こうした社会情勢の中、上野原市社会福祉協議会では、上野原市の地域福祉計画との連携や整合性をとりながら、地域福祉の担い手の方へのアンケートなどの意見を踏まえて、すべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるまちづくりを目指し、第4次上野原市地域福祉活動計画を策定いたしました。

本計画では、基本理念を『ささえ ささえられ うえのはらで 生きる』として定め、上野原市の行政、社協、地域が一体となって地域福祉の充実に取り組み、循環共生型社会の実現を目指しています。また、地域福祉で重要なアプローチである「知る」、「つどう」、「まもる」を基本目標として掲げ、そのもとに「施策の方向性」を示し、年次の事業計画と連動しながら、基本理念の実現と地域福祉の更なる充実を目指していきます。

今後も、地域のつながりの充実や活動のきっかけづくり、福祉ニーズに対応した支え合い体制の充実など地域の福祉課題について社協職員一丸となって取り組み、社会福祉協議会の活動について広く周知と理解に努めていきます。市民の皆さまや福祉団体のご理解とご協力をいただき、本計画を柱とした地域福祉活動の展開に向けて、積極的に福祉事業を進めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただいた第4次地域福祉活動計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた方々並びに関係団体に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

上野原市社会福祉協議会 会長 志村 憲一

目次

1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 地域福祉を取り巻く背景.....	3
4 地域福祉活動計画とは.....	6
5 地域福祉活動計画の位置づけ.....	6
6 SDGs と地域福祉の推進.....	7
7 計画の期間.....	7
2章 上野原市の現状と課題	8
1 人口・世帯状況などの動向.....	8
2 第3次計画の評価.....	14
3 アンケート調査からみえること.....	17
3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	20
3 施策の体系.....	22
4 第4次上野原市地域福祉活動計画の重点取り組み.....	23
5 地域福祉推進のための圏域設定.....	24
4章 具体的な取り組み	25
基本目標1 知る.....	25
基本目標2 つどう.....	27
基本目標3 まもる.....	30

5章	計画の推進	36
1	地域福祉推進の役割分担	36
2	計画の推進と進行管理	37
3	市社協の基盤強化	39
4	年次行動計画	40
6章	資料編	52
1	上野原市社会福祉協議会の成り立ち	52
2	第4次地域福祉活動計画の策定経過	54

1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

上野原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）では、すべての市民一人ひとりが安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを目指し、「第3次上野原市地域福祉活動計画」を策定し、住民や関係団体や行政との協働による地域福祉活動を展開してきました。

地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の急速な進展、住民相互のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、家庭や地域における相互扶助機能が低下する状況となっています。

また、高齢の親と無職の50代の子が同居することによる問題（8050問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、家事や家族の世話を未成年者が行うヤングケアラーの増加など、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

さらに、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、人との接触や関わり方が制限されるようになり、社会的な孤立や生活困窮の増加、地域福祉活動の制限などが生じており、感染対策等に配慮した取り組みの実施や、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい生活様式（ニューノーマル）に対応した取り組みを検討していく必要があります。

このような地域を取り巻く様々な課題がある中、多くの住民は、住み慣れた地域で安心して安全に自立した生活を送りたいと願っています。これからの地域社会では、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことが重要であり、地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うことができる“地域の絆づくり”が求められています。

こうした中、本計画は「第3次上野原市地域福祉活動計画」の計画期間が終了することに伴い、これまでの活動計画の実績と評価を踏まえるとともに、上野原市が策定した「地域福祉計画」の方向性に即しながら、上野原市の福祉の向上に向けて市社協が取り組むべき行動計画として策定するものです。

2 地域福祉とは

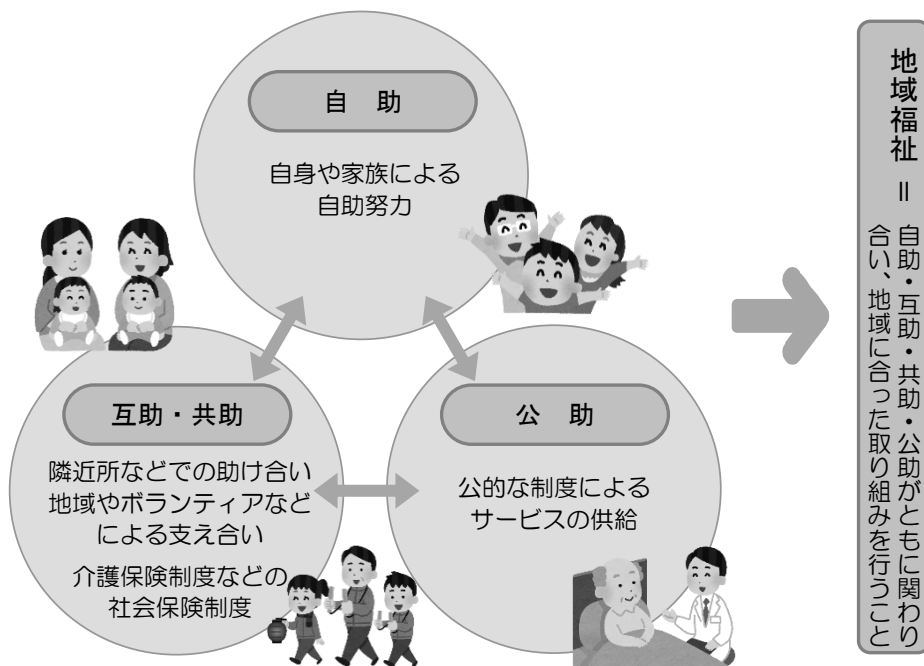
地域福祉とは、地域社会において地域住民の抱える問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策とそれに基づく実践をいいます。

地域福祉は、制度化された福祉サービスや事業のみで実現するものではなく、住民やボランティア、企業、団体、行政・関係機関等が協働して実践することによって支えられています。

住民の誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくためには、住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(互助)や介護保険に代表される社会保険制度(共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、自助・互助・共助・公助がともに関わり合い、地域に合った取り組みを行う「地域の助けあいによる福祉」を推進していく必要があります。

地域での支え合いの考え方



3 地域福祉を取り巻く背景

我が国の人口構造や社会環境が変化する中、国では「社会保障と税の一体改革」を推進し、福祉に関する様々な制度改正が進められてきました。

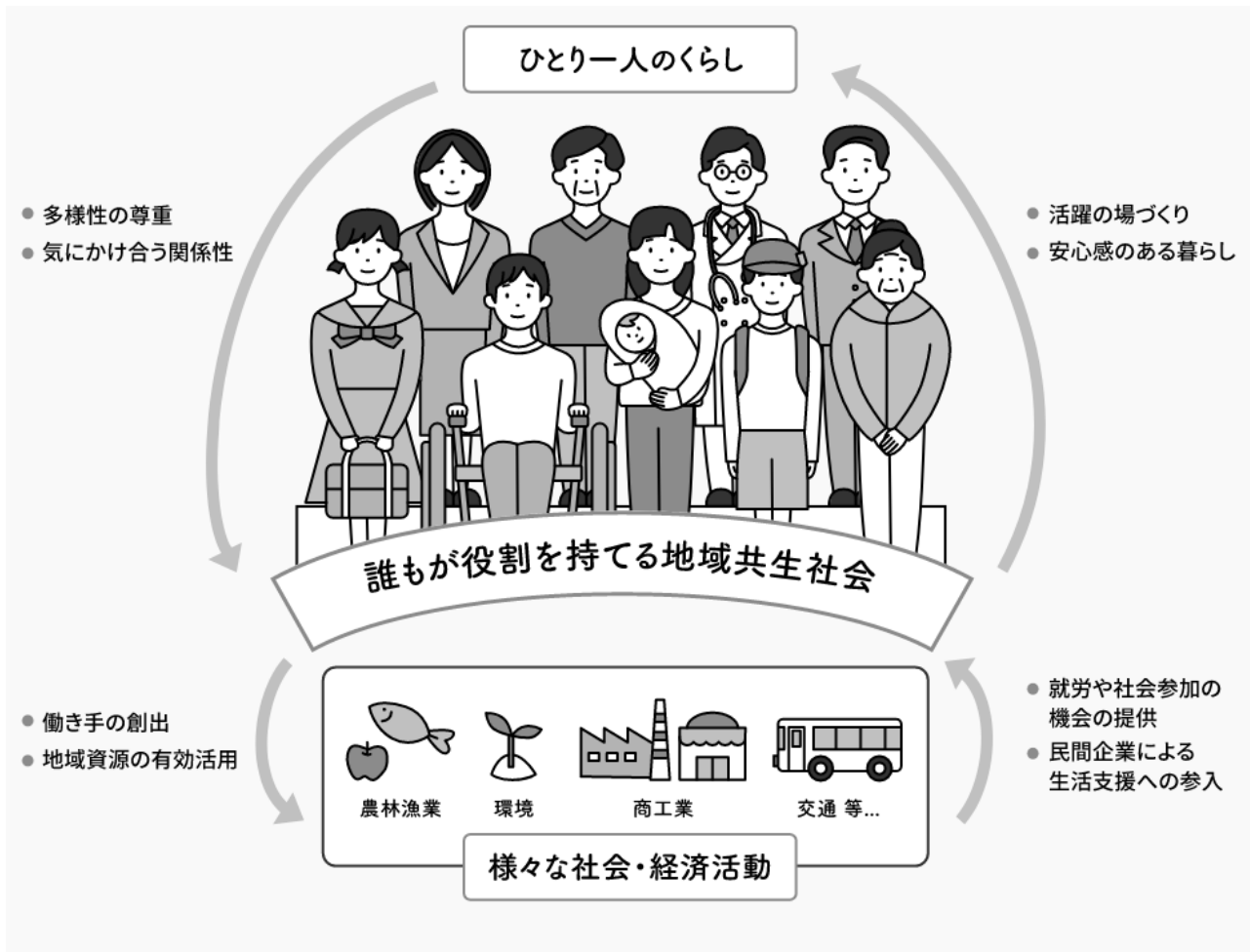
これらの様々な動きのなか、市民の誰もが、必要な医療・保健・福祉のサービスを利用でき、安心して生活を送ることができる環境の整備や、公的なサービスの充実のみならず、市民と地域が協働で福祉に取り組むことが必要とされています。

また、高齢化や人口減少の進展、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤等が弱体化する中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合い、孤立せず、その人らしい生活を送ることができる社会にしていくことが求められています。

そのため、わが国では社会保障分野の改革として、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が基本コンセプトとして掲げられました。

また、その具体化に向けた取り組みとして、断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトとした重層的な支援の整備が進められています。重層的な支援では、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援等が、一体的に展開されることが求められています。

地域共生社会のイメージ



地域福祉を取り巻く制度の動向

制度の動向	時期	概要
障害者基本法の改正	平成 23 年 8 月	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的 人権を享有するかけがえない個人として尊重される、 共生社会の実現をめざすという考えを取り入れ、目的規 定や障害者の定義などが見直された。
子ども・子育て支援法の 制定	平成 24 年 8 月	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施 設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給 付」）が創設されるとともに、地域の子ども・子育て支援 の充実のための所要の措置を講ずることが示された。
社会保障制度改革推進法 の制定	平成 24 年 8 月	社会保障改革の基本的な考え方と、年金、医療、介護、 少子化対策の 4 分野の改革の基本方針が示されるとと もに、社会保障制度改革国民会議の設置が規定された。
子どもの貧困対策法の 制定	平成 25 年 6 月	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を 整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子ども の貧困対策を総合的に推進する施策が定められた。
障害者差別解消法の制定	平成 25 年 6 月	不当な差別的取り扱いを禁止し、障害者への合理的配慮 提供に対策を取り込む事を法定義務とした。
生活困窮者自立支援法の 制定	平成 25 年 12 月	生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るた め、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確 保給付金の支給等の支援を行うための措置が定められた。
介護保険法の改正	平成 27 年 5 月	予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）を地域 支援事業に移行するとともに、一定以上の所得のある利 用者の自己負担を 2 割へ上げた。
社会福祉法の改正	平成 28 年 3 月	社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強 化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の改革 を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措 置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措 置を講ずることが示された。
自殺対策基本法の改正	平成 28 年 3 月	自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置 付けた上で、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を 義務付けるとともに、行政だけでなく、医療機関や事業 主、学校、自殺対策を行う民間団体など関係者の連携と 協力も示された。
成年後見制度の利用促進 法の制定	平成 28 年 4 月	成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計 画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進につい て、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
障害者総合支援法の改正	平成 28 年 6 月	自立生活援助や就労定着支援の新設など、「生活」と「就 労」に対する支援の一層の充実や障害児支援の拡充、サ ービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う ことが示された。
介護保険法等の改正	平成 29 年 5 月	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生 社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保す ることに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサー ビスが提供されること等が示された。
生活困窮者自立支援法の 改正	平成 30 年 10 月	生活困窮者の自立支援について基本理念が明確化された ほか、生活困窮者本人の状況に応じた適切な支援の拡充 を図ること等が示された。
社会福祉法の改正	令和 2 年 6 月	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複 合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提 供体制を整備すること等が示された。

4 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、社会福祉協議会が中心となって、住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者及び、社会福祉を目的とする事業者等が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

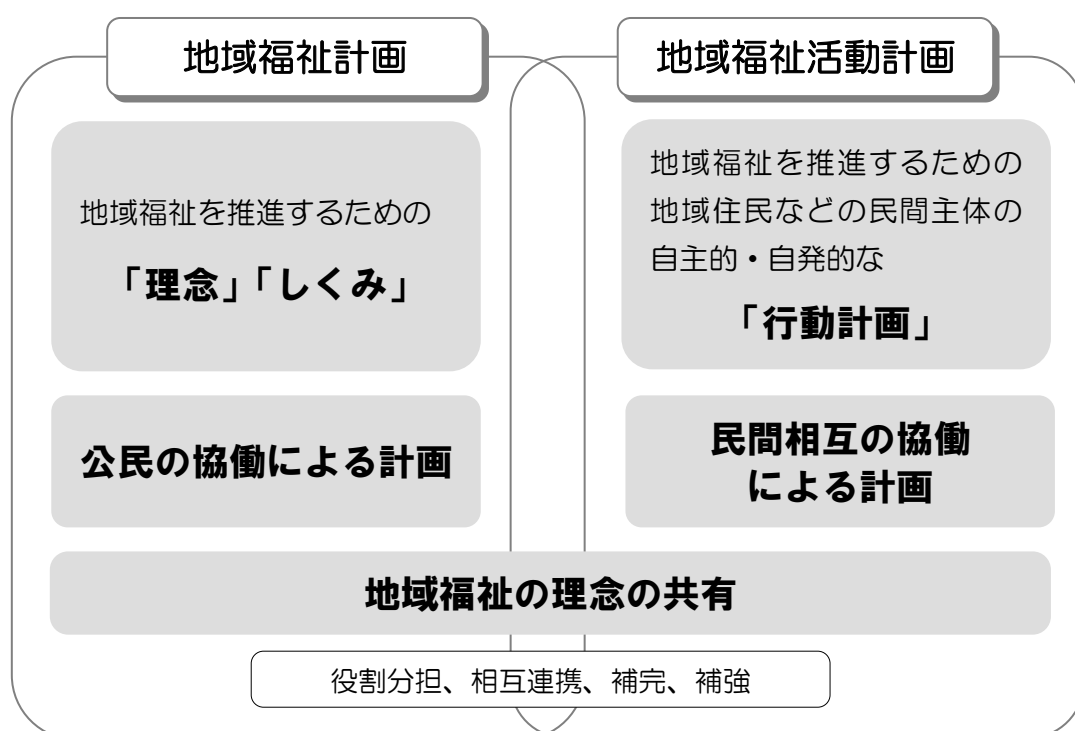
その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動などを組織だてて行うことを目的として体系的にまとめた取り決めです。

5 地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、具体的な実践活動についての計画を定め、官民協働により基本理念や基本目標を共有しながら地域福祉を推進する計画です。一方で、上野原市が策定した「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づく公的な行政計画であり、地域福祉の理念やしきみ、行政施策を掲げるものです。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画と連携しながら、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、協働し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



6 SDGs と地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年の国連サミットで採択された世界共通の開発目標です。「誰一人取り残されない」持続可能な社会の実現を目指して、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」など、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

地域福祉においても、「持続可能な地域」のために「誰一人取り残されない」ことが重要であり、すべての人が支え合いながら地域で共に生きていく社会の実現に向けて、SDGs の概念を踏まえながらパートナーシップによる推進をしていきます。



7 計画の期間

計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

また、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合性を図るため、必要に応じて、見直しを行うこととします。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
第 3 次上野原市地域福祉活動計画 (平成 30 年度～令和 4 年度)					第 4 次上野原市地域福祉活動計画 (令和 5 年度～9 年度)				
第 2 次上野原市地域福祉計画 (平成 29 年度～令和 8 年度)									

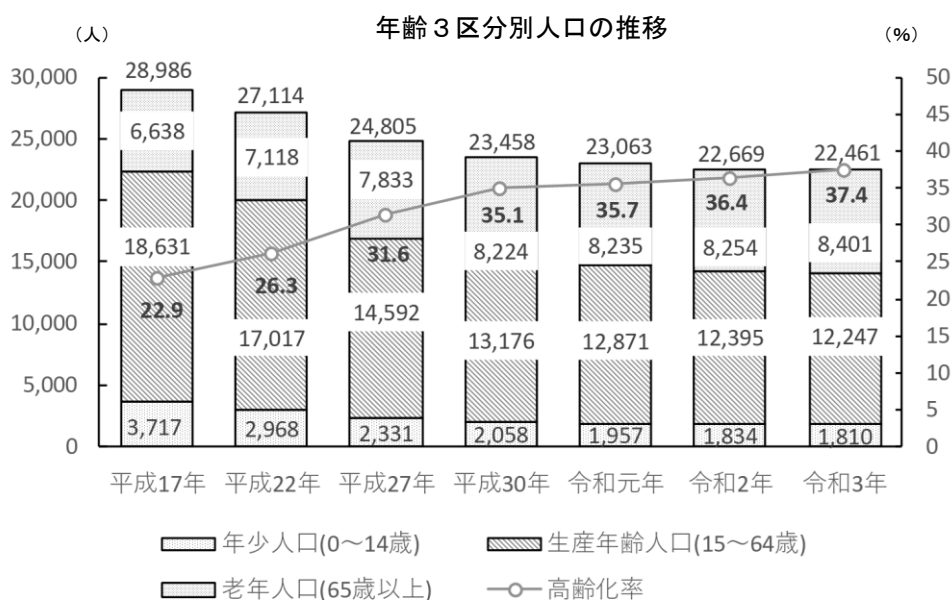
2章 上野原市の現状と課題

1 人口・世帯状況などの動向

(1) 人口・世帯状況

① 年齢3区分別人口の推移

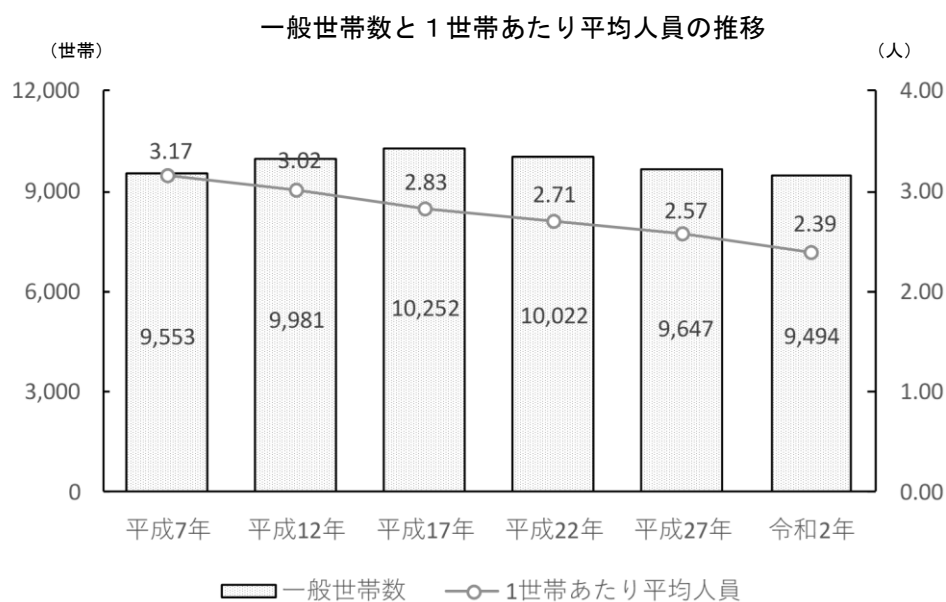
本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年々総人口が減少しており、令和3年で22,461人となっています。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢化率は令和3年で37.4%となっています。



資料：平成17・22・27及び令和2年は国勢調査、平成30・令和元・3年は住民基本台帳（10月1日現在）
 ※年齢不詳を除いているため、総人口と合計は一致しない場合がある

② 一般世帯数の推移

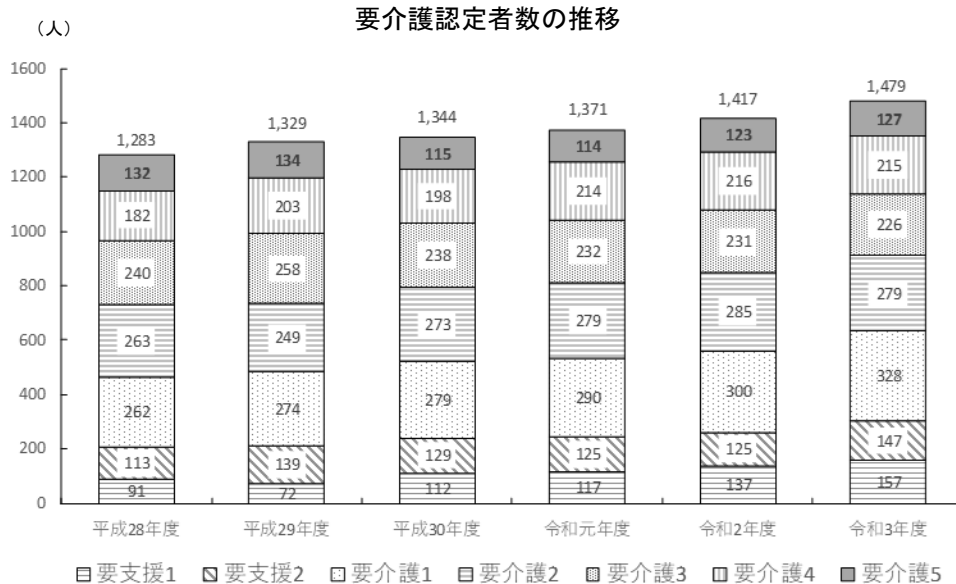
一般世帯数と1世帯あたり平均人員の推移をみると、一般世帯数は平成17年まで増加していますが、以降は減少傾向にあり、令和2年では9,494世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員も減少しており、令和2年では1世帯あたり平均人員は2.39人となっています。



(2) 高齢者の状況

① 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、近年では増加傾向にあり、令和3年度で1,479人となっています。

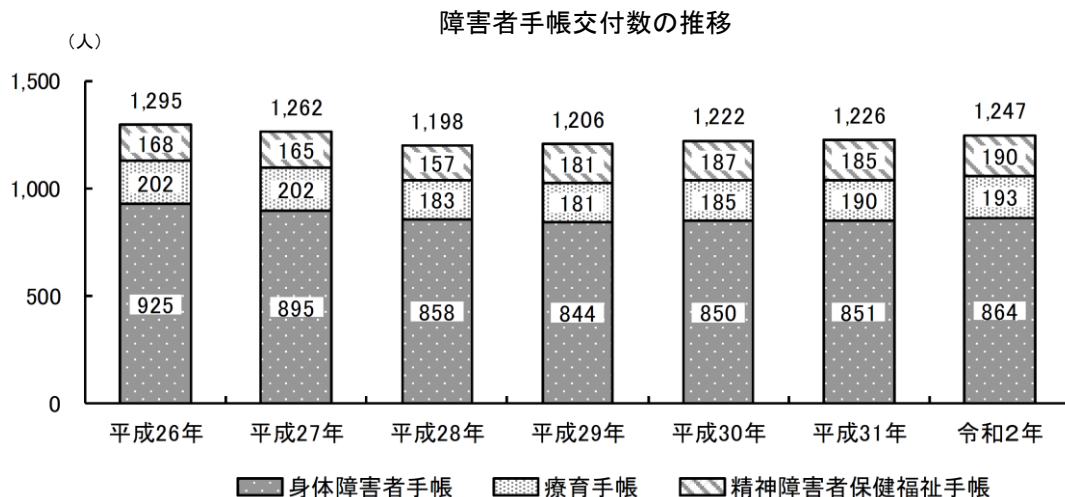


資料：介護保険事業状況報告（年度末現在）

(3) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳交付数の推移

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数の推移をみると、平成26年から平成28年にかけて減少していますが、平成29年以降増加し、令和2年では1,247人となっています。



資料：第2次上野原市地域福祉計画（令和3年度中間見直し）

② 等級別身体障害者手帳交付数（令和2年）

身体障害者手帳交付数を等級別にみると、1級が最も多く308人となり、次いで4級が232人となっています。

等級別身体障害者手帳交付数（令和2年度）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
308人	111人	117人	232人	33人	63人	864人

資料：第2次上野原市地域福祉計画（令和3年度中間見直し）

③ 等級別療育手帳交付数（令和2年）

療育手帳交付数を等級別にみると、B-2が最も多く59人となり、次いでB-1が45人となっています。

等級別療育手帳交付数（令和2年度）

A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2	計
21人	30人	33人	5人	45人	59人	193人

資料：第2次上野原市地域福祉計画（令和3年度中間見直し）

④ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付数（令和2年）

精神障害者保健福祉手帳交付数を等級別にみると、2級が最も多く143人となっており、全体の75%を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳交付数（令和2年度）

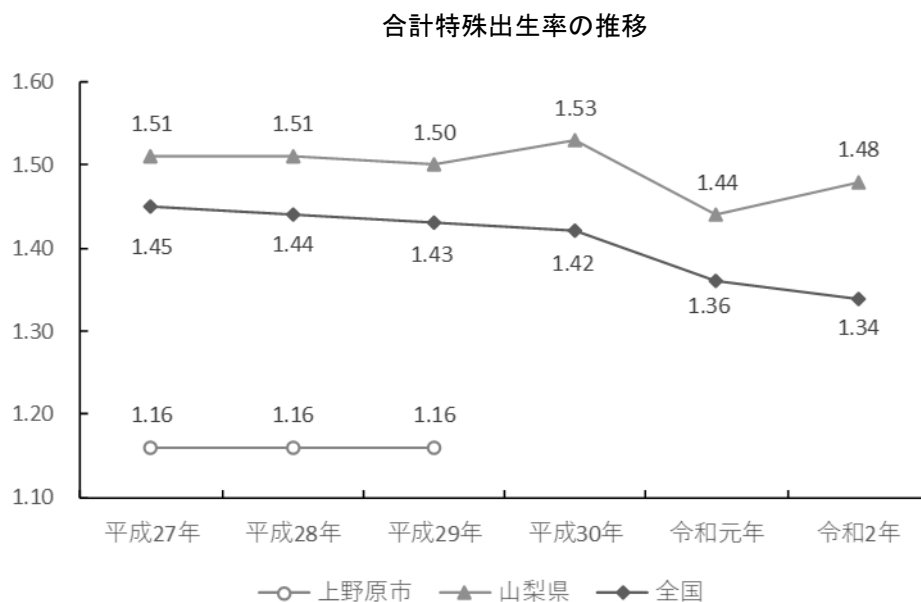
1級	2級	3級	計
11人	143人	36人	190人

資料：第2次上野原市地域福祉計画（令和3年度中間見直し）

(4) 児童の状況

① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、山梨県や全国より低い状態が続いています。本市の合計特殊出生率は、平成 25-29 年の平均で 1.16 となっています。



資料：人口動態特殊報告

※市町村は5年ごとの公表のため、平成30年以降の市のデータはなし

② 待機児童数の推移

本市の待機児童数は、近年0人を維持し続けています。

待機児童数の推移

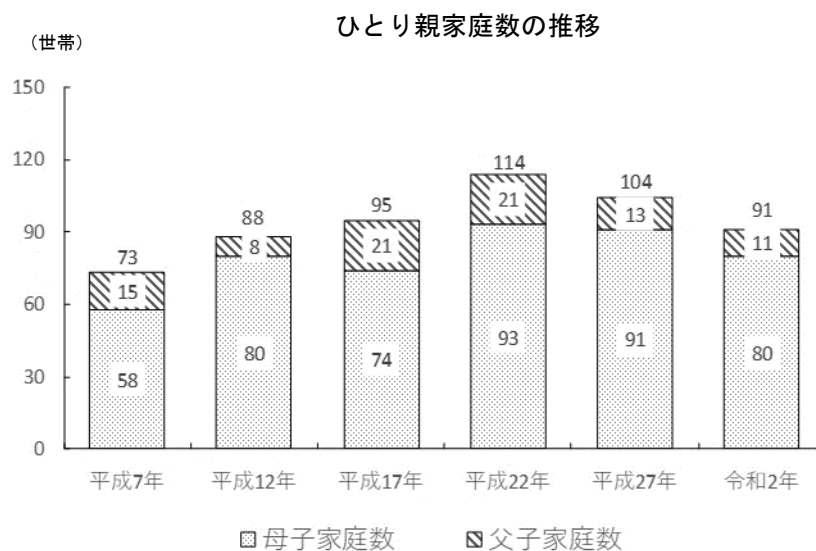
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人

資料：第2次上野原市地域福祉計画（令和3年度中間見直し）

(5) ひとり親家庭の状況

① ひとり親家庭数の推移

ひとり親家庭数の推移をみると、平成22年まで年々増加していましたが、平成27年以降は若干減少し、令和2年は91世帯となっています。

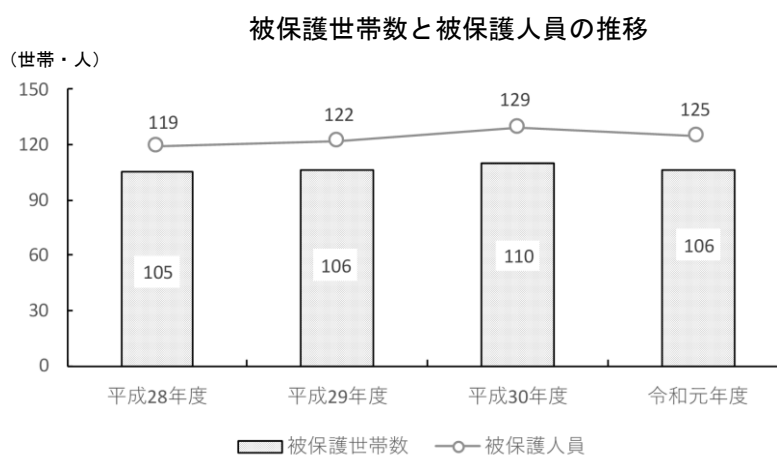


資料：国勢調査

(6) 生活保護の状況

① 被保護世帯数と被保護人員の推移

被保護世帯数と被保護人員の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：上野原市

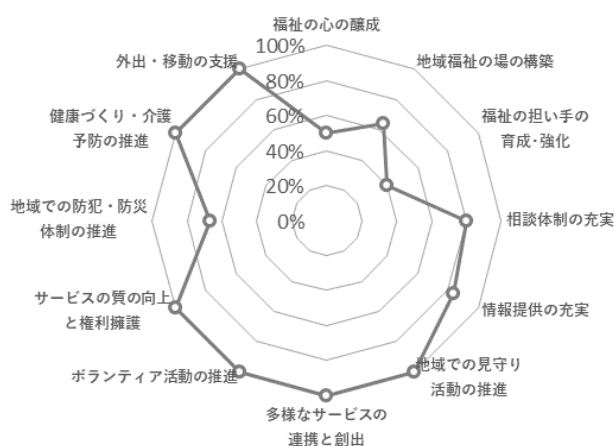
2 第3次計画の評価

(1) 進捗状況

第4次上野原市地域福祉活動計画を策定するにあたり、計画全体の施策の点検を目的に、令和3年度末時点での進捗の達成度について調査を行いました。施策全体の中での取り組みが遅れている分野を把握するため、調査方法として点数づけの手法を用いています（評価基準については評価基準表を参照）。調査結果から、第3次計画に記載した施策（事業）の達成率は平均82.0%となりました。

$$\text{※ 達成率(\%)} = (\text{得点合計}) / (\text{調査数} \times \text{最高得点}) \times 100$$

第3次計画の評価



総括表

施策の方向		施策数	得点	令和3年度の進捗の達成度
1	福祉の心の醸成	2	2	50.0
2	地域福祉の場の構築	7	9	64.3
3	福祉の担い手の育成・強化	5	4	40.0
4	相談体制の充実	5	8	80.0
5	情報提供の充実	6	10	83.3
6	地域での見守り活動の推進	1	2	100.0
7	多様なサービスの連携と創出	1	2	100.0
8	ボランティア活動の推進	6	12	100.0
9	サービスの質の向上と権利擁護	4	8	100.0
10	地域での防犯・防災体制の推進	3	4	66.7
11	健康づくり・介護予防の推進	2	4	100.0
12	外出・移動の支援	3	6	100.0
合計・平均		45	71	82.0

評価基準表

評価の基準	得点
実施した	2
一部実施した	1
実施していない	0

(2) 基本目標ごとの振り返り

基本目標1 共に助け合う地域づくり

<取り組み状況>

- 福祉教育について、市内小中学校との連携による地域福祉への理解を深める授業を実施している。
- サロン活動について、活動紹介の支援や設立希望者への相談対応及び設立手続きのサポート等を実施している。
- 子育てサロン活動について活動場所や日程の周知を積極的に実施したことにより、取り組みが活発になってきている。子育てサロンを自発的に立ち上げる事例も増加している。
- 個人ボランティア、団体ボランティアの育成として、講習や研修会を定期的に開催している。

<主な課題>

- 福祉教育の充実やボランティア活動の活性化に向けて、学校等と積極的に連携していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの団体活動やサロン活動で休止を余儀なくされており、団体活動やサロン活動の再開に向けてコロナ禍での活動方法の周知や活動に関する相談対応等を実施していく必要がある。
- サロン活動では後継者の不足や参加者の高齢化などが問題となっており、サロン活動の継続や充実を図るため、広域での実施や他市町村との協働による開催等を検討していく必要がある。
- 福祉懇談会を開催できていないため、生活支援体制整備事業の一環として取り組みを強化していく必要がある。
- 福祉協力員による活動が実施できていないため、実態を把握した上で福祉協力員制度の見直しや、地区社協や協議体などの団体としての活動等に引き継いでいくことを検討する必要がある。
- ボランティア活動が活発になるよう、引き続きボランティアの育成や活動紹介等に取り組んでいく必要がある。

基本目標2 困りごとをつなぐネットワークづくり

<取り組み状況>

- 令和元年からこころの健康相談事業、令和2年より障がい者基幹相談支援センター事業の委託を受けるなど、様々な悩みに対応できる総合相談体制を充実させており、相談窓口の周知も図っている。
- 平成30年から障がい者相談支援事業を開始しており、障がい者支援の計画作成等を実施している。
- 社協だより(年4回)の発行やホームページの運営等により、地域福祉に関する情報発信を積極的に実施している。
- ボランティアまつりやボランティア交流連絡会を通じて、ボランティア団体の交流機会や情報交換の支援を実施している。
- 要援護者世帯ケース調査を行い、要援護者の名簿を作成している。

<主な課題>

- 総合相談体制の更なる充実や相談員の教育を行い、コロナ禍に対応する「断らない相談支援」を目指していく必要がある。
- 情報発信について、効果の検証を実施したり、見やすい・分かりやすい内容にしたりするなど、より実効性のあるものに工夫を行っていく必要がある。
- 要援護者の名簿について、災害時等に有効に活用できるよう、他自治体での取り組みを参考にしながら工夫を行っていく必要がある。

基本目標3 福祉サービスの基盤づくりと権利擁護

<取り組み状況>

- ボランティアセンターの機能充実として、「御用聞きボランティア」を新たに実施し、社協だより等でボランティア活動者と依頼者の募集を行っている。また、ボランティア受入対象施設について、介護福祉施設のみから公立こども園にも拡大し、活動頻度が増えてきている。
- ボランティアのコーディネート機能として、個人ボランティアへのニーズ紹介を積極的に行っており、マッチング実績が増えてきている。
- 法人成年後見事業について、実施要綱の策定や運営委員会の設置等を行い、成年後見支援センター運営協議会と連携をしながら相談・支援体制の整備を進めている。
- サービスの質の向上として、地域包括支援センターとの連携を積極的に行い、福祉ニーズの把握やサービス提供を行っている。障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所としてケース会議や富士東部圏域の自立支援協議会などに参加し、障がい者の権利が守られる地域づくりを進めている。

<主な課題>

- ボランティアの活動機会を創出するため、引き続き周知活動を行うとともに、マッチング登録者に向けた研修会を実施していく必要がある。
- ボランティア団体への依頼増加を図るため、活動内容や実績の積極的なPRを行うとともに、ボランティア団体のリストをホームページ上で公開するなど、情報提供を行っていく必要がある。
- サービスを必要とする方が気兼ねなく利用できるよう、情報提供や制度周知、体制の強化をしていくとともに、より良い支援ができるよう担当職員の育成を促進していく必要がある。

基本目標4 安全・安心に暮らせる地域づくり

<取り組み状況>

- 災害ボランティアについて、センター立ち上げ運営訓練の開催や、被災地への災害派遣によるノウハウ習得等を実施している。
- 防犯について、警察署による防犯講話やサロンへの講師派遣等を実施している。
- 老人クラブの活動支援として、老人クラブの会員増強運動や活動紹介等を実施している。
- 健康づくり活動の支援として、生活支援体制整備事業で住民主体による体操教室や支え合い活動等を実施している。
- 要介護者の移送サービス事業については、利用者が増加傾向にある。

<主な課題>

- 災害に関する研修会や災害ボランティアコーディネーターの養成が行えていないため、有事に備える体制づくりを検討・実施していく必要がある。
- 老人クラブの会員が減少傾向にあるため、引き続き会員増強運動を行うとともに、ポスター作成や地域への声掛け等の周知協力を行っていく必要がある。
- 自立・社会参加を支援する事業の一部が廃止となったため、生活支援体制整備事業による組織的な取り組みや外出支援個人ボランティアの活動を推進していく必要がある。

3 アンケート調査からみえること

第4次上野原市地域福祉活動計画の策定に向けて、日頃より「福祉活動」に取り組んでいる地域福祉の担い手の方に地域福祉推進に関する意見を伺うため、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果から、市民の暮らし、地域とのかかわりや福祉ニーズを次のように整理します。

(1) 調査概要

① 調査対象

- ・上野原市で「福祉活動」に取り組んでいる地域福祉の担い手（民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO 等）の方

② 調査期間

- ・令和4年9月15日から9月29日

③ 調査方法

- ・郵送による配布・郵送及びWEBによる回答

④ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
340 通	234 通	68.8%

(2) 調査結果概要

① 日頃の活動について

- 活動頻度は、月 1～3 日で全体の約 50%を占め、主に高齢者福祉に関する活動を中心に、地域の清掃・美化や防災・防犯に関する取り組みを行っている。
- 活動を行う上で困っていることとして、所属する団体の活動メンバーが高齢化し、後継者を含め活動するメンバーの不足が挙げられている。
- 所属する団体が日頃の活動における必要な情報の入手先は、家族や友人・知人、近所の人を始め、地域の区長や民生委員・児童委員、社会福祉協議会が多くを占めている。
- 所属する団体における活動に必要な情報の入手状況について、概ね入手できている割合が約 7 割を占めている一方で、入手できていない割合も一定数見られる。

② コロナ禍による活動への影響について

- 所属する団体におけるコロナ禍の影響について、開催を予定していた行事の中止や延期を始め、活動回数や会議等の減少の割合が多くを占めており、日頃の地域活動への影響が大きい様子が見られる。
- 上野原市全体の福祉におけるコロナ禍の影響について、人との接点や交流機会の減少が約 9 割で見られ、それを要因として、心理的不安の増加や気力の低下、高齢者の体力の低下に影響している状況が見られる。
- コロナ禍における活動の工夫として、基本的な感染対策の徹底、電話・文書（回覧）・個別訪問等を活用した非接触・密集回避、換気の徹底や人数制限、利用制限、開催形式の変更等が実施されている。

③ 地域の生活課題と解決策について

- 地域の生活課題として、所属する団体の活動をめぐる課題と同様、活動の担い手不足が挙げられた他、空き家の増加や近所同士のつながりの希薄化などが挙げられている。
- 災害時に備えるための必要な取り組みについて、平時の課題と同様、日頃からの近所づきあいが高い割合を占めた他、救援・援助の仕組みづくりや高齢者等の避難行動要支援者の把握、防災訓練・避難訓練が挙げられている。
- 最近増えている相談について、ひとり暮らしや介護に関する内容が高い割合を占めている。
- 相談や連絡を行う関係者・関係機関として、市や市社協、民生委員・児童委員、地区の自治会役員といった、日頃から連携を図っている関係機関の割合が高い様子が見られる。

④ 市の地域福祉と今後の活動等について

- 地域課題に取り組む担い手を増やすための方策について、各種団体の活動の紹介や行事等の開催を通して、住民が地域福祉に関心を持ち、身近に感じてもらうことその他、小中学生に対して地域福祉への関心を深めてもらうための福祉教育の推進などが重要視されている様子が見られる。
- 地域活動の活発化に対する支援のあり方について、担い手となる人材の育成を始め、経済的な支援や住民に対する意識の啓発などが求められている様子が見られる。
- 市社協による協力について、安心できる在宅福祉サービスの提供を始め、高齢者や障がいのある人など援助を必要とする方々や援助を行う団体への支援、住民自身による身近な支え合い活動への支援が求められている様子が見られる。特にボランティア活動に関しては、ボランティアに関する情報の提供を始め、活動支援や助成金の交付その他、災害ボランティアセンターに関する情報の提供が求められている様子が見られる。
- 上野原市の地域福祉における重点的取り組みについて、住民同士による支え合いや行政との連携を始め、高齢者や障がいのある人に対する在宅サービスの充実その他、気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設置や、身近な相談窓口の充実などが挙げられている。
- 上野原市の地域福祉の課題としては、地域全体の高齢化や移動支援等に対応する福祉サービスの充実が挙げられており、福祉活動の課題としては、地域福祉への関心の低さや福祉人材の高齢化等が挙げられている。

アンケート調査によると、上野原市の地域福祉では、特に地域全体の高齢化が課題として挙げられており、ひとり暮らしや介護に関する相談が増加しています。また、地域の福祉を支えるボランティアや福祉人材についても高齢化が進んでおり、地域福祉への関心を高める福祉教育の実施や、担い手となる人材の育成が急務となっています。

一方、上野原市内で重点的に取り組むべきことについて、住民同士による支え合いの活性化、高齢者や障がいのある人に対する在宅サービスの充実、気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設置、身近な相談窓口の充実など、様々なニーズが挙げられており、行政や関係機関等と連携しながら地域福祉の充実を図っていく必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの市民で人との接触や交流機会が減少し、心理的不安の増加や気力の低下、高齢者の体力低下等にもつながっています。

また、日頃の地域活動にも影響が生じており、感染対策等に配慮した取り組みの実施や、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい生活様式（ニューノーマル）に対応した取り組みを検討していく必要があります。

3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉の分野では、高齢者も若い人も、女性も男性も、障がいや病気のある人もない人も、すべての人が住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるまちを目指しています。そのためには、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指して取り組んでいく必要があります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの市民で人との接触や交流機会が減少することにより、日頃の地域活動にも影響が生じています。そのため、感染対策等に配慮した取り組みの実施や、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい生活様式（ニューノーマル）に対応した取り組みを検討していく必要があります。

上野原市では、「第2次地域福祉計画」に基づき、「地域で助け合う安全・安心のまち うえのはら」の基本理念のもと、社会情勢の変化による新たな課題に対応し、地域福祉の一層の推進を図り、安全・安心のまちづくりを進めています。

第3次上野原市地域福祉活動計画の基本理念は「みんながあいを育てる 安全・安心のまち うえのはら」でしたが、第4次上野原市地域福祉活動計画では、地域の福祉問題・生活課題に対応し、すべての人が、住み慣れた上野原市で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるよう、新たに計画の基本理念を「ささえ ささえられ うえのはらで いきる」として掲げ、行政、地域住民、区長会（自治会）、ボランティア、企業など各種団体が協働して支え合い、地域福祉の推進を目指します。

人と人との支え合いには、まず支える行動をはじめることが大切です。支える人がいるから、支えられる人がいて、支え合いが生まれます。また、地域のつながりが急速に希薄化している背景がある中で、上野原市で生活していくためにはどのような福祉が必要かを早急に考えていく段階にあり、そのためにすべきことを基本目標と施策の方向性に明示しています。さらに、「いきる」には様々な意味が含まれています。生命を保つ、生きがいを見出して日々を送る、その場所に暮らすという意味としての「^{いきる}いきる」だけでなく、その人らしく活躍する、価値が発揮されるという意味の「^{いきる}活きる」という意味もあります。そのほかにも、「^{いきる}熟る」にはあつくなる、ほてるという意味があり、上野原市の福祉をより盛り上げるパワーを感じさせる言葉であるため、「いきる」という言葉を選びました。

基本理念



ささえ ささえられ うえのはらで いきる



2 基本目標

第4次上野原市地域福祉活動計画では、地域福祉で重要なアプローチである「知る」、「つどう」、「まもる」を基本目標として掲げ、そのもとに「施策の方向性」を示し、年次の事業計画と連動しながら、基本理念の実現と地域福祉の更なる充実を目指していきます。

基本目標1「知る」では、施策の方向性を「1 福祉の大切さを知ることができる」と「2 暮らしや福祉活動に必要な情報を知ることができる」としました。

「知る」ことは誰かを「ささえる」こと、誰かに「ささえられる」ことの第一歩となります。また、よりよく生きるためには、より多くのことを「知る」ことが大切です。この目標では、すべての人に福祉に関する相談窓口や福祉サービスなどの情報を知っていただき、適切な支援や福祉サービスが受けられる状態を目指していくとともに、福祉への関心や理解を深めていただき、福祉の担い手の育成を推進していきます。

基本目標2「つどう」では、施策の方向性を「1 ボランティア活動に参加することができる」と「2 地域のつどいに参加することができる」、「3 地域の福祉活動に参加することができる」としました。

「つどう」ということは、人のつながりや生活などを「ささえる」ことであると同時に、ささえる側も生きがい・やりがいによって「ささえられる」ことにつながります。地域住民による「つどい」の場を増やしていくことで、より多くの人々が安心して心豊かに暮らしていくことができます。この目標では、個人の福祉活動と既存の団体であるボランティア団体やサロン、老人クラブ、地区社会福祉協議会の活動の活性化とともに、生活支援体制整備事業における協議体の新規立ち上げ、継続支援など、新たな枠組みでの「つどい」の場の創出と地域住民が主体となって行う地域での生活支援体制づくりを推進していきます。

基本目標3「まもる」では、施策の方向性を「1 相談窓口につながるができる」、「2 生活・権利をまもる」、「3 福祉の活動基盤をまもる」、「4 みんなで暮らしをまもる」、「5 福祉サービスで暮らしをまもる」としました。

「まもる」ということは、すべての人の権利、心、生活などを「ささえる」ことであり、行政や市社協だけでなく、事業者、福祉団体等が協働し、「いきる」を「まもり」ます。この目標では、まずは相談窓口につながる大切であると位置づけ、相談窓口や相談支援体制の充実を図ります。また、生活の維持や権利擁護といったその人らしく生きていくことを「まもる」ために、生活福祉資金の貸付や法人成年後見事業等を推進していきます。

さらに、福祉活動の基盤を「まもる」ための財源確保や物的資源の充実を図るとともに、みんなの暮らしを「まもる」ための要援護者・世帯ケースの調査と見守り、災害時に備える取り組みを推進していきます。最後に、要介護者や障がい児者等の生活課題等に対応する福祉サービスの実施とサービスの創出にも取り組んでいきます。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕



4 第4次上野原市地域福祉活動計画の重点取り組み

(1) 誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進

高齢化や単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大等により深刻化する社会的孤立などの影響により、地域福祉の課題は複雑化かつ複合化しています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、地域のつながりや支え合いを強める「地域力」が重要です。制度・分野の垣根や支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、地域事情や特色を生かして、「地域力」が高まる活動を促進します。

(2) ボランティアコーディネート機能の充実

少子・高齢化が進み、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が問題となる中、新たな地域活動の担い手を育てる必要があります。

ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動や地域活動の学習会・研修会など学びの場の開催や実際の活動に結びつけるコーディネート機能を強化します。また、人、団体、機関、地域をつなぐネットワーク機能をさらに充実し、幅広い年代、業種、立場の方々の参加を促進します。

(3) 高齢者の居場所、サロンづくり、活躍の場づくり

すべての人の居場所をつくるとともに、上野原市の社会構造における変化として地域の高齢化が進展する中、高齢者が元気で安心して暮らせる地域社会の構築を重点的に進めていく必要があります。そのためには、元気な高齢者や介護予防対象者に該当する高齢者にサロンなどの通いの場を各地域の拠点にしながら、健康づくり、介護予防活動、助け合いボランティア・ポイント制度等を実施するなど、高齢者の居場所づくりや活躍の場づくりに積極的に取り組んでいきます。

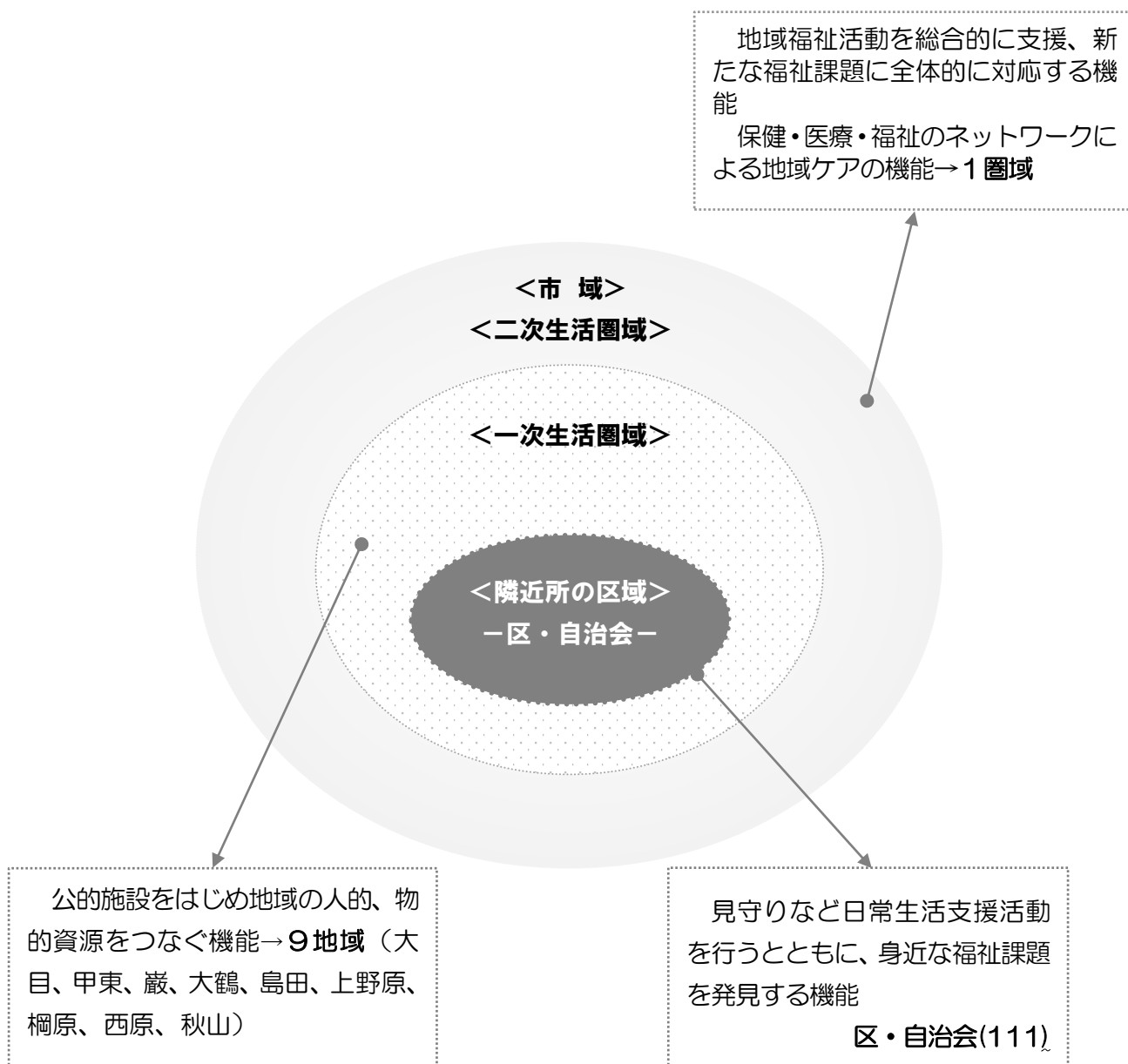
(4) 市社協活動の周知と情報発信の充実

住民に市社協活動を知っていただくためには、「市社協活動の見える化」が必要です。多様な情報提供に関するニーズに対応しながら、福祉サービスや地域活動に関する情報がすべての地域住民に届くように、社協だよりやホームページ等による情報提供を充実するとともに、誰もが情報を入手できるようにするため、様々な情報提供媒体を通じてタイムリーに情報発信します。

5 地域福祉推進のための圏域設定

地域福祉の推進には、支援を必要とする市民へのサービスの提供や市民を主体とした取り組みを実施する圏域を設定し、施設配置や人材等の社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。

第4次上野原市地域福祉活動計画では、市民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられることを第一義に、本市の実情に即して、大目、甲東、巖、大鶴、島田、上野原、桐原、西原、秋山の各地域を「一次生活圏域」に設定するとともに、次のような圏域設定により、活動を支援する環境づくりを進めます。



4章 具体的な取り組み

基本目標 1 知る

施策の方向性 1 福祉の大切さを知ることができる

Ⅰ 現状と課題

市社協では、小中学校における福祉教育の推進やボランティア活動の普及のため、学校との連携により、福祉教育を実施してきました。住民が協力し合える地域をつくるためには、子どもの頃から福祉の心を育てることが重要であり、家庭、学校、地域それぞれの場で福祉教育を推進していく必要があります。

また、お互いに支え合い、住み続けたい地域にしていくためには、広く福祉に対する意識の醸成や啓発が重要であるとともに、地域ごとの福祉の実情を把握し、高齢者や障がいのある人、認知症のある人などに対する理解を深めること等が欠かせません。

アンケート調査では、地域課題に取り組む担い手を増やすための方策として、福祉教育の推進や住民が福祉に関心を持つ・身近に感じるための行事等の開催について回答割合が高く、住民の福祉意識を高めていくことが必要となっています。

Ⅱ 取り組み方針

小中学生に対して、学校と市社協が連携した福祉教育や福祉への関心を高める機会を提供し、将来的には自分たちが地域の担い手となる必要があることの理解促進に努めます。

また、子どもだけでなく地域住民へと広く福祉を知る機会を作ることが大切です。そのために、地域と福祉を知るきっかけづくりを行うとともに、福祉を身近に感じるための交流を促進するなど、地域における福祉への機運を高めていきます。

No	施策	取り組み内容
1	福祉教育の推進	小中学校における福祉教育の推進やボランティア活動の普及のため、学校との連携により、福祉やボランティアについて児童・生徒と保護者が一緒に考えるきっかけになる福祉教育を推進します。特に、ボランティア団体や協議体と連携し、座学だけでなく実践的な福祉活動の体験を推進していきます。そのほか、高齢者疑似体験セットなど福祉教育で必要な物品の貸し出しも行います。
2	福祉作品コンクール	市内の児童や生徒が福祉に関する理解を深め、関心を高める機会を創出するため、福祉作品コンクールを企画・開催します。
3	社会福祉大会開催・表彰事業	市内の福祉関係者が一堂に会し、社会福祉の発展に功績があった方や団体を表彰するとともに、地域福祉に関する講演会を行うなど、社会福祉の推進を目的とした社会福祉大会を企画・開催します。

施策の方向性2 暮らしや福祉活動に必要な情報を知ることができる

Ⅰ 現状と課題

市社協においては、社協だよりの発行やホームページによる情報発信、団体活動を通じた情報の提供等に努めてきました。

市社協が、地域福祉推進の中心的な組織として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市社協に対する地域の住民や関係機関・団体などの理解・協力が必要です。

そのためには、市社協の組織や活動内容をよく知ってもらうことが重要です。

地区社協主催事業と市社協主催事業の違いなど、市社協の活動が住民に十分周知されていない面もうかがえ、市社協の認知度を高め、地域での支え合い活動を進めていけるよう、一層の広報や情報発信の充実が求められます。

Ⅱ 取り組み方針

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、地域住民や関係機関・団体に市社協や地域の活動をよく知っていただき、ともに地域で支え合う仕組みづくりを進めていけるよう、情報発信や広報活動を充実していきます。

また、地域の福祉の担い手と連携しながら、市民にもれなく情報が届く体制づくりを推進します。

No	施策	取り組み内容
1	社協だよりの発行	年4回の発行を継続し、地域住民や関係機関・団体に市社協や地域の活動を知っていただく。また、手にして読んでみたくなるような紙面づくりの工夫を行うとともに、広報研修に参加しスキルアップを図る。
2	市社協ホームページ・SNS発信の充実	市社協のホームページの情報を適切に更新し、相談窓口やイベント情報など、市民に必要な情報を提供できるよう改善します。また、SNSを活用したタイムリーな情報発信を行います。
3	連携による情報の提供	地区社協や地区民児協等での福祉制度や福祉活動に関する学習を支援します。地域福祉の担い手との連携により、市民にもれなく情報が届く体制づくりを推進します。

基本目標 2 つどう

施策の方向性 1 ボランティア活動に参加することができる

Ⅰ 現状と課題

地域住民一人ひとりの活動だけでなく、地域の各種団体による貢献活動の啓発など、地域での支えあい活動の様々な担い手を確保していくことが重要です。市社協では、ボランティアの育成や、ボランティアセンターの機能充実やボランティアグループへの支援の充実を図り、住民のボランティア活動の支援に努めてきました。

しかし、アンケート結果では地域活動に取り組むボランティアの高齢化や担い手となる人材の育成が課題として挙げられており、将来の担い手の確保・育成が急務となっています。そのため、ボランティアの育成やボランティアに関する情報提供、ボランティア活動の支援等を進めていくことが求められます。

Ⅱ 取り組み方針

ボランティアの周知・育成を推進し、多くの地域住民がボランティア活動に参加できるきっかけづくりを行います。同時に、ボランティア活動の場の拡大と困りごとの解決につなげていくために、ボランティアニーズの掘り起こしにも力を入れていきます。

また、活動に関わるグループ・団体の活動が充実していくよう、ボランティアセンターの機能強化を図り、必要な情報提供や助言、コーディネートにより活動を支援します。

No	施策	取り組み内容
1	ボランティア育成のための講習・講座	ボランティア活動に必要な知識や技術を身につけるため、各種のボランティア講習・講座を開催します。また、ボランティア活動に関心がある人向けのプログラムや、定年退職を迎えたシニア向けのプログラム等を作成・実施します。
2	個人・団体ボランティアの活動支援、ネットワークづくり	各ボランティア団体・サークルの活動を活発化するため、活動にあたっての相談や団体間の交流連絡会やボランティアまつりの開催等の支援の充実を図ります。また、団体の資金調達の方法が広がる支援や、新しいニーズに応じたボランティア団体の設立等を支援します。
3	ボランティアコーディネート機能の強化	ボランティアニーズの受付窓口とボランティア募集情報を周知し、ニーズ・マッチング実績を増やしていきます。また、既存の事業だけでなく、新規の事業実施等も検討しながら、ボランティアの増加と質の向上を図ります。そのほか、関係機関との連携によるボランティアニーズの掘り起こしも行います。
4	助け合いボランティア・ポイント事業	介護予防とボランティア活動の推進を目的に、市内の高齢者を対象とした市内施設でのボランティア活動にポイントを付与する助け合いボランティア・ポイント事業を実施します。

施策の方向性2 地域のつどいに参加することができる

Ⅰ 現状と課題

地域の高齢者や住民が集うことは、見守りや閉じこもりの防止、仲間づくりや社会参加につながり、高齢者や障がいのある人、認知症のある人などに対する理解を深め、助け合いの意識を高めていくことにもつながります。

市社協では、住民の交流の場としてふれあいいきいきサロンの推進に取り組んでおり、サロンの開催箇所は着実に拡大してきました。

アンケート結果では、近所同士のつながりの希薄化やひとり暮らしに関する相談増加が課題として挙げられているほか、新型コロナウイルス感染症の拡大による人との接点や交流機会の減少が課題となっています。

地域のつながりが変化し、若年層の人などの関係が希薄化してきているなか、近所付きあいや地域の活動への参加に対する意識を高めていくため、地域住民同士が身近なところでのつながりをつくる場や、きっかけづくりを広げていく必要があります。また、地域で暮らす方が、年齢や障がいの有無を問わず集う交流機会をつくるとともに、そのような交流の場を支える体制の充実が求められます。

Ⅱ 取り組み方針

住民同士が交流し顔見知りになれるよう、サロン活動や世代間交流など地域での様々な活動を支援します。

また、地域での課題を解決するための話し合いの場づくりを行うとともに、集まり方の工夫の助言や地域課題、福祉制度についての理解を深めていきます。

No	施策	取り組み内容
1	ふれあいいきいきサロンの推進、支援	区長、民生委員・児童委員との関わりを深め、ふれあいいきいきサロンを推進していくとともに、高齢者中心のサロン活動だけでなく、様々な分野のサロンへの活動支援も進めていきます。
2	老人クラブ事業	高齢者の生きがい活動促進となる各種教室・講座やイベント等の実施、会誌「むろがや」の発行や単位クラブへの活動支援を実施していきます。また、老人クラブ会員数が減少している状況に対し、会員増強運動に取り組めます。

施策の方向性3 地域の福祉活動に参加することができる

Ⅰ 現状と課題

地域福祉を推進していくためには、住民主体による身近な地域での支え合いが重要であり、地域に住む人が地域の福祉活動に携われる機会を創出していくことが重要です。

市社協では、地域福祉の担い手として福祉協力員の育成を進めてきました。また、地区社協や協議体への支援を通じて小地域での福祉活動を推進してきました。

しかし、福祉協力員は地域における位置づけや活動内容が十分に周知されていないため、形骸化しているのが現状です。まずは活動実態を把握したうえで、福祉協力員制度の見直しや、地区社協や協議体などの団体としての活動などに引き継いでいくことを検討する必要があります。

また、アンケート結果では地域活動を行う担い手の不足が課題として挙げられており、若年層や団塊世代の参加促進をはじめ、参加者の裾野を広げていくことが求められます。

Ⅱ 取り組み方針

福祉協力員の活動実態を調査し、福祉協力員制度の在り方について検討したうえで、活動を推進していきます。

また、住民主体による身近な地域での支え合いを推進するため、生活支援体制整備事業の実施や各地区社協運営支援等を図ります。

No	施策	取り組み内容
1	福祉協力員事業	地域で福祉的な援助を必要とする高齢者や障がい者やその家族の問題解決を図るため、適切な援助や協力を行う福祉協力員制度について、まずは活動実態を調査し、福祉協力員制度の在り方について検討したうえで、活動を推進していきます。
2	生活支援体制整備事業 (立ち上げ、継続支援)	住民主体による身近な地域での支え合いや生活支援、介護予防等が図られるよう、生活支援体制整備事業における地区単位等での協議体の立ち上げや活動の支援を実施していきます。また、協議体が世代を超えた継続的な活動となるよう、小中学校での授業を行うなどの関わりを持ち、次の世代の担い手を発掘していきます。
3	各地区社協運営支援と 地域づくり	9行政区に設置されている地区社協活動の支援や会議等への参加、協力等を実施し、地区社協による小地域での福祉活動を推進します。

基本目標 3 まもる

施策の方向性 1 相談窓口につながるができる

■ 現状と課題

市民が地域で安心して暮らしていくためには、困ったことを気軽に相談ができ、地域の様々な問題を受け止め、問題の解決に向けて支援する仕組みづくりが重要です。

市社協では、市と連携・役割分担しながら、総合相談体制の整備・運営を行い、悩みを抱える方の支援に取り組んできました。

一方で、地域の高齢化や単身世帯の増加等により、地域の福祉課題は複雑化かつ重層化しています。また、アンケート結果では、ひとり暮らしや介護に関する相談が増加しているほか、市社協への要望として身近な相談窓口の充実を求める声も高くなっています。

そのため、市の相談体制と連携を図り、必要に応じて専門的な相談機関につなぎ、サービス提供につなげられるよう相談体制を充実していくことが必要です。

■ 取り組み方針

「断らない相談支援」を目指し、身近に相談できる体制の充実とともに、行政や、民生委員・児童委員協議会、福祉施設等との相談支援のネットワークによる総合相談支援体制の充実を図ります。

No	施策	取り組み内容
1	総合相談体制の充実	市と連携・役割分担しながら、インフォーマルな相談にも対応できるよう体制強化を図ります。
2	障がい者基幹 相談支援センター	障がいの種別や各種のニーズに対応し、社会福祉士や精神保健福祉士がより専門性の高い相談支援を実施します。また、権利擁護・虐待防止、市内事業所への専門的指導相談等、障がい者やその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。
3	こころの健康相談事業	「自殺」を予防することを主の目的として実施します。また、「ひきこもり」支援や精神疾患を持つ方に対する相談事業も併せて実施し、精神障がい者やそのご家族等を中心とした地域生活支援の促進とともに福祉の増進を図ります。
4	生活困窮者自立支援事業 子どもの学習支援事業	経済的に困窮し生活や仕事に心配・不安を抱えている方に対し、相談支援を行い自立の促進を図ります。また、負の連鎖を防ぐために困窮世帯等の小・中学生を対象に、学習支援教室を定期的を開催します。
5	ハッピーバースデー事業	新生児の健全な育成を目的に家庭と地域をつなぐため、市社協職員と各地区民生委員が家庭に訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関するサービスの窓口を紹介します。
6	結婚相談所運営事業	結婚を希望する方の相談を受けて、適切な助言及び登録を行う結婚相談所運営事業を実施します。また、より多くの人との交流を図る為に出会いの場を提供します。
7	ケース会議への 参加・協力	困難事例に対応するため、各種相談機関等や地域包括支援センターとの連携・協力を行うとともに、福祉ニーズを把握します。

施策の方向性2 生活・権利をまもる

Ⅰ 現状と課題

日々の暮らしでは様々な不安や判断に迷ってしまうことがたくさんあります。少子高齢化の進行に伴う支援を要する人の増加、障がいのある人や判断能力の不十分な高齢者、子どもなどが人として尊厳をもって生活できるよう必要な支援につなげていくことが重要です。

市社協では、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等を行っています。

しかし、支援のニーズは多様化しており、金銭管理のみに留まらない支援も重要であるほか、市や関係機関と連携した支援に適切につなげる体制を構築していくことが必要です。

また、支援を必要とする人の権利擁護に努めていくことも必要です。

Ⅱ 取り組み方針

障がい者や生活困窮者などの困りごとを抱えている人等が安心して地域生活を送ることができるよう、悩みごとや心配ごとの相談に対応できる事業を実施します。

また、判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利が守られ、地域で自分らしく暮らせるよう、適切な支援が受けられる体制の充実を進めます。

No	施策	取り組み内容
1	委託相談支援事業	障がい者等が安心して地域生活を送ることができるよう、悩みごとや心配ごとの相談に対応できる事業を実施します。
2	生活福祉資金貸付事業	総合支援資金や教育支援資金、不動産担保型生活資金等による各種貸付についての相談対応や援助を実施します。
3	日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスにより、生活支援員がご本人に代わり福祉サービスの利用手続きや生活費の管理を行い、年金証書等を預かります。
4	法人成年後見事業	増大が予想される第三者後見人の担い手として、市社協による法人成年後見事業を実施していきます。

施策の方向性 3 福祉の活動基盤をまもる

Ⅰ 現状と課題

市社協では、市民や賛助会員からの会費や寄付金等を財源として、様々な地域福祉活動を実施することができています。また、共同募金運動で集められた募金は、様々な福祉活動に役立てられているとともに、市社協が展開する地域福祉事業にも配分され、貴重な活動財源となっています。

引き続き、助け合い精神のもとで、市民や団体が地域福祉活動を積極的かつ継続的に取り組めるようにするためには、安定した活動財源の確保が不可欠です。また、高齢者や障がい者が在宅での生活を豊かにしていくためには、地域で支え合う福祉の基盤づくりを強化していく必要があります。

Ⅱ 取り組み方針

福祉活動を推進していくための安定的な財源を確保するとともに、寄付金や想いを地域福祉に還元し、これを発信することで、循環の仕組みを構築していきます。

また、社協バスの運行や福祉用具の貸与等、市民の社会福祉や地域福祉の向上を図るための活動を支える基盤づくりを進めます。

No	施策	取り組み内容
1	市社協会員の募集、各地区社協助成事業	地域の福祉活動を支える一般会員、賛助会員、特別会員の募集を強化します。また、地区社協へ活動交付金を助成することで、地域住民による小地域での支え合いなどの地域福祉活動を推進します。
2	善意銀行事業・福祉バザーの開催	市民の温かい善意の気持ち（金銭や物品の寄付）を預かり、地域福祉等に活用していく「善意の橋渡し」の活動を行う善意銀行や福祉バザーを実施します。
3	共同募金運動事業	地域福祉に関する事業や地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援するため、共同募金事業を実施します。
4	社協バス・キャラバン管理運行	市民の社会福祉や地域福祉の向上を図るため、市社協が所有するマイクロバス等をボランティアグループや福祉団体の活動時に貸出します。
5	福祉用具貸与	身体の不自由な方や高齢者など、日常生活に支障のある人に車椅子やポータブルトイレなどの福祉用具を貸与します。

施策の方向性 4 みんなの暮らしをまもる

Ⅰ 現状と課題

近年は震災や豪雨などの大規模災害が全国で増加しており、平時から自然災害に備えるための総合的な対策の必要性が認識されるようになってきました。

高齢者や障がい者など、災害時になんらかの手助けが必要な方（要援護者）が速やかに避難し、地域で安心して生活を送ることができるよう、日頃から地域で協力して対策を考えておくことが必要です。

また、災害が発生した際にはボランティア活動を効率よく推進するための組織が必要であり、災害ボランティアの啓発と育成の重要性が一層高まっています。そのため、災害ボランティア活動の周知を図るとともに、災害ボランティアの育成や災害ボランティアセンター運営の基盤整備など、平常時から災害支援体制の更なる充実に取り組むことが必要です。

Ⅱ 取り組み方針

日頃から地域住民の防災意識を高めるとともに、地域に住んでいる要支援者、要援護者の把握を行うため、民生委員・児童委員協議会の協力のもと定期的に見守りを行う仕組みを作ります。

また、災害時に、災害ボランティアがより効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンターの体制や運営基盤の整備を進め、地域の防災力を高めていきます。

No	施策	取り組み内容
1	要援護者・世帯ケース調査	民生委員・児童委員協議会の協力のもと、一人暮らし高齢者や重度障がい者などの市内の要援護者・世帯のケース調査を実施します。また、調査データの活用方法について慎重に検討していきます。
2	友愛訪問事業による要援護者の見守り体制の構築	要援護者・世帯ケース調査の情報をもとに、民生委員・児童委員協議会の協力により、年2回の一斉見守りを行い、要援護者の見守りネットワークを構築します。
3	災害ボランティアセンターの体制づくり、定期訓練	災害ボランティアセンターの立ち上げ運営訓練や災害ボランティアの育成事業の実施など、災害に備える取り組みを実施するとともに、災害時の対策（実際に災害が発生した場合に対応できる環境、物品の整備）を推進します。

施策の方向性 5 福祉サービスで暮らしをまもる

Ⅰ 現状と課題

上野原市内では、市社協だけでなく、市や事業者、福祉団体等が協働しながら、要介護者や障がい児者等が利用できる様々な福祉サービスが実施されています。

しかし、地域の高齢化に伴い支援を要する人が増加しており、支援ニーズの多様化が進むなか、福祉サービスの更なる充実に取り組んでいく必要があります。

また、地域福祉活動計画の策定に向けたアンケート調査では、上野原市の地域福祉の課題として地域全体の高齢化や移動支援等に対応する福祉サービスの不足が挙げられており、移動の利便性が課題となっていることがうかがえます。

そのため、利用者が適切な福祉サービスを受けられるように、地域のニーズを把握しながら、多様な主体と連携し検討・実施していく必要があります。

Ⅱ 取り組み方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の外出・移動や障がい児者の生活課題等に対応していくサービスの実施や仕組みづくりを進めます。

また、複雑化・多様化している福祉サービスへのニーズに対応するため、サービスの質の向上や新たなサービスの創出を図ります。

No	施策	取り組み内容
1	病院受診や介護予防のための移送サービス事業	交通不便の解消及び自立支援の助長を図ることを目的に、日常生活を営むのに支障のある在宅の要介護高齢者等に対する移動支援サービスを行います。また、高齢者だけでなく障がい者など支援が必要な方に対する移動支援等についても、ニーズを把握したうえで検討していきます。
2	障がい児者相談支援事業、区分認定調査事業	障がい児者に、保健・医療・福祉のサービスが適切に提供されるよう、区分認定調査やサービス計画書の作成、モニタリング等を実施します。
3	多様なサービスの連携と創出	複雑化・多様化している福祉サービスへのニーズに対応するため、多様な事業者や専門機関等と連携しながら、福祉サービスの質の向上や新たなサービスの創出を推進していきます。

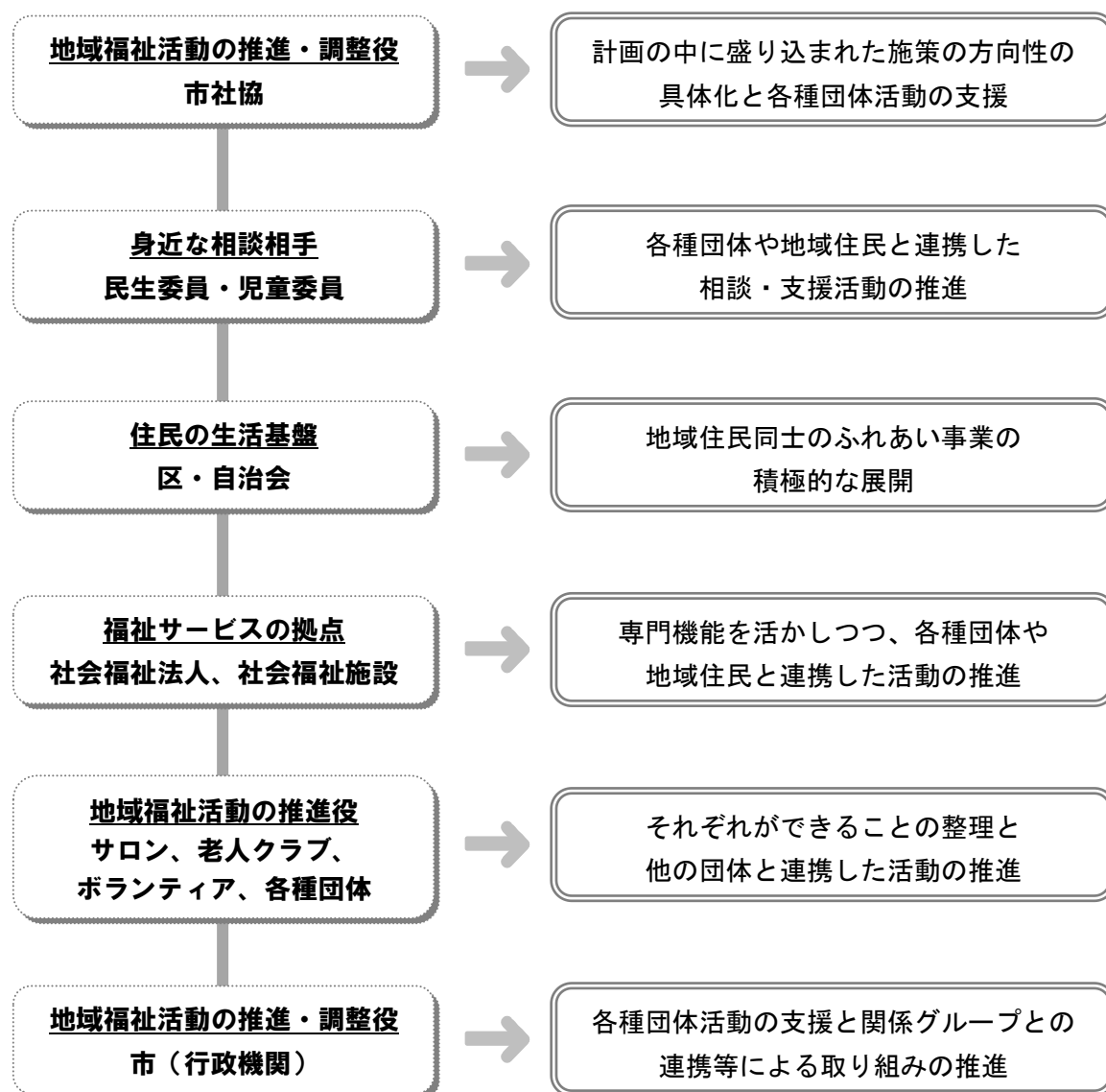
5章 計画の推進

1 地域福祉推進の役割分担

地域福祉の推進は、地域住民一人ひとりをはじめ、地域の活動団体や地域社会を構成するあらゆる機関・団体などの参加協力が不可欠です。そのため、地域住民や、区長会（自治会）、ボランティア、企業など各種団体が積極的に役割を果たし、連携・協働しながら本計画の実現に向けて取り組むことが必要です。

計画の推進にあたっては、次のような役割分担で各種団体がそれぞれ、具体的にできることは何かを話し合い、できることから着実に実践していきます。

[各種団体の役割分担]



2 計画の推進と進行管理

(1) 推進体制の確立

地域福祉の推進において、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、地域住民や区長会（自治会）、ボランティア、企業などの各種団体等計画に関わるすべての人が、共通の認識を持つことが大切です。

そのため、市社協の窓口をはじめ、社協だよりやホームページ、地域における様々な機会を通じて、本計画及び地域福祉の重要性についての周知・啓発を図ります。

(2) 市との連携

地域福祉の積極的な推進において、市民や関係団体等の自主的な取り組みを様々なかたちで支援するためには、市をはじめとする行政機関の地域福祉における推進・調整の役割が重要です。

本計画は、第2次上野原市地域福祉計画との整合性を図り、市との連携を強化し、地域で助け合う安全・安心のまちづくりを進めます。

(3) 市民・関係機関との協働

地域福祉の推進は、地域住民一人ひとりをはじめ、地域の活動団体、その他地域社会を構成するあらゆる機関団体などの参加協力が不可欠です。

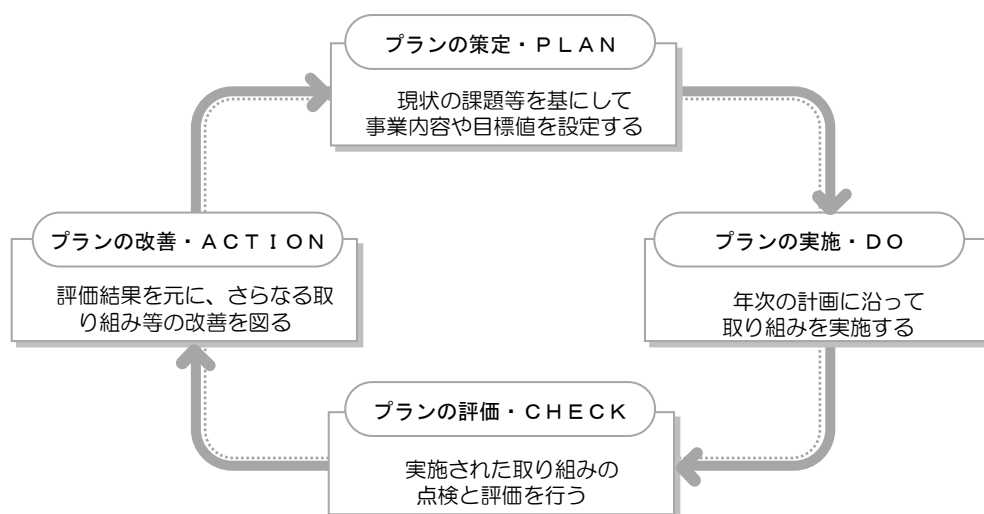
そのため、本計画は、区長会（自治会）、ボランティア、企業などの各種団体等、様々な社会資源とのネットワークづくりを進め、それぞれの役割を担いながらも、同じ目線をもった協働のもとに計画の推進を図ります。

(4) 進行管理

第4次上野原市地域福祉活動計画では、PDCAサイクルに基づき、毎年の事業計画の策定にあわせて年次ごとの事業内容や目標値を設定した年次行動計画を策定（Plan）し、市社協や地域団体等がそれぞれの活動を推進（Do）します。また、年次事業の着実な推進と実効性を担保するために、毎年度点検と評価（Check）を行い、毎年の事業報告の策定にあわせて次年度の事業内容や実施方法等を速やかに改善（Action）していきます。

さらに、計画の最終年度には評価結果を踏まえて計画の見直しを行います。

[本計画の進行管理（年次PDCA）]



3 市社協の基盤強化

市社協が、地域福祉推進の中心的な組織として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市社協に対する地域の市民や関係機関・団体などの理解・協力が必要です。

そのため、市社協のことをよく知っていただき、市民とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めていけるよう、計画期間を通じて市社協としての活動の周知や連携強化を図っていきます。

また、市社協が地域福祉を担う各種団体活動の支援や事業推進を実施していくためには、組織体制の充実や安定的な財政運営が欠かせません。そのため、役職員のキャリアアップ等の組織・基盤強化や財政の確保など、必要な運営基盤の整備を行っていきます。

(1) 組織の強化

地域福祉の推進における中核的役割を担う組織としての位置づけのもと、市社協の組織・基盤強化に努めます。

- ①地域に寄り添った相談対応等を実施するため、専門性を持った人材の採用や、働きやすい職場づくり等による職員の定着に努めます。
- ②職員の能力開発に向けたキャリアアップを図り、様々な業務に対応できる人材育成を進めます。
- ③市民ニーズを反映した企画（新規事業・廃止事業など）の検討や、事務効率の向上を図るための役職員会を定期的開催します。

(2) 財源の確保

市社協の機能を強化し、既存制度では対応しきれない制度の狭間の方々を支援する社会資源の開発を進めるなど、更なる地域福祉活動の充実を図るため、安定した財源の確保に努めます。

- ①市と協議・協働しながら、市社協が担うべき役割を踏まえた事業を実施します。
- ②市社協会員・会費募集、共同募金運動などを強化します。
- ③業務効率化や経費節減、事業の見直し等を図っていきます。
- ④地域の福祉課題を解決するための委託事業の受託や自主事業の企画を検討・実施します。

4 年次行動計画

第4次上野原市地域福祉活動計画の推進については、年次の行動計画を策定し、目標値（事業内容によっては予測値）を設定しながら取り組みを実施していきます。また、年次の取り組み状況を振り返り、次年度の取り組みを適宜見直しながら推進をしていきます。

基本目標 1 知る

No	施策名	取り組み内容	指標	現状値 (令和4年度)
施策の方向性 1 福祉の大切さを知ることができる				
1-1-1	福祉教育の推進	小中学校における福祉教育の推進やボランティア活動の普及のため、学校との連携により、福祉やボランティアについて児童・生徒と保護者が一緒に考えるきっかけになる福祉教育を推進します。特に、ボランティア団体や協議体と連携し、座学だけでなく実践的な福祉活動の体験を推進していきます。そのほか、高齢者疑似体験セットなど福祉教育で必要な物品の貸し出しも行います。	福祉に関する授業の実施回数又は講師派遣回数	2回
1-1-2	福祉作品コンクール	市内の児童や生徒が福祉に関する深い理解や関心を高める機会を創出するため、福祉作品コンクールを企画・開催します。	福祉作品コンクール応募総数	2,378点
1-1-3	社会福祉大会開催・表彰事業	市内の福祉関係者が一堂に会し、社会福祉の発展に功績があった方や団体を表彰するとともに、地域福祉に関する講演会を行うなど、社会福祉の推進を目的とした社会福祉大会を企画・開催します。	福祉大会式典・講演会参加者数	150人
施策の方向性 2 暮らしや福祉活動に必要な情報を知ることができる				
1-2-1	社協だよりの発行	年4回の発行を継続し、地域住民や関係機関・団体に市社協や地域の活動を知っていただく。また、手にして読んでみたくなるような紙面づくりの工夫を行うとともに、広報研修に参加しスキルアップを図る。	社協だより発行回数	4回
1-2-2	市社協ホームページ・SNS発信の充実	市社協のホームページの情報を適切に更新し、相談窓口やイベント情報など、市民に必要な情報を提供できるよう改善します。また、SNSを活用したタイムリーな情報発信を行います。	ホームページ来訪者数(トップページの年間表示回数)	4,200回 4,922回
1-2-3	連携による情報の提供	地区社協や地区民児協等での福祉制度や福祉活動に関する学習を支援します。地域福祉の担い手との連携により、市民にもれなく情報が届く体制づくりを推進します。	情報提供としての市社協職員の訪問回数(区長会、地区民協、地区社協等)	年1回未満

目標値（予測値） （令和5年度）	目標値（予測値） （令和6年度）	目標値（予測値） （令和7年度）	目標値（予測値） （令和8年度）	目標値（予測値） （令和9年度）
3回	3回	4回	4回	5回
2,400点	2,420点	2,440点	2,460点	2,480点
160人	170人	180人	190人	200人
4回	4回	4回	4回	4回
4,500回 5,500回	4,800回 6,000回	5,100回 6,500回	5,400回 7,000回	5,700回 7,500回
年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

基本目標 2 つどう

No	施策名	取り組み内容	指標	現状値 (令和4年度)
施策の方向性 1 ボランティア活動に参加することができる				
2-1-1	ボランティア育成のための講習・講座	ボランティア活動に必要な知識や技術を身につけるため、各種のボランティア講習・講座を開催します。また、ボランティア活動に関心がある人向けのプログラムや、定年退職を迎えたシニア向けのプログラム等を作成・実施します。	ボランティア養成講座参加者数	0人
2-1-2	個人・団体ボランティアの活動支援、ネットワークづくり	各ボランティア団体・サークルの活動を活発化するため、活動にあたっての相談や団体間の交流連絡会やボランティアまつりの開催等の支援の充実を図ります。また、団体の資金調達の方法が広がる支援や、新しいニーズに応じたボランティア団体の設立等を支援します。	個人ボランティア登録者数、ボランティア登録団体数	個人：29人 団体：21団体
2-1-3	ボランティアコーディネート機能の強化	ボランティアニーズの受付窓口とボランティア募集情報を周知し、ニーズ・マッチング実績を増やしていきます。また、既存の事業だけでなく、新規の事業実施等も検討しながら、ボランティアの増加と質の向上を図ります。そのほか、関係機関との連携によるボランティアニーズの掘り起こしも行います。	ボランティアニーズ・マッチング数	16件
2-1-4	助け合いボランティア・ポイント事業	介護予防とボランティア活動の推進を目的に、市内の高齢者を対象とした市内施設でのボランティア活動にポイントを付与する助け合いボランティア・ポイント事業を実施します。	助け合いボランティア・ポイント登録者数、受け入れ施設数	15人 18施設

目標値（予測値） （令和5年度）	目標値（予測値） （令和6年度）	目標値（予測値） （令和7年度）	目標値（予測値） （令和8年度）	目標値（予測値） （令和9年度）
20人	30人	40人	50人	50人
個人：32人 団体：22団体	個人：35人 団体：23団体	個人：38人 団体：24団体	個人：41人 団体：25団体	個人：44人 団体：26団体
25件	30件	35件	40件	45件
18人 19施設	21人 19施設	24人 20施設	27人 20施設	30人 21施設

基本目標 2 つどう

No	施策名	取り組み内容	指標	現状値 (令和4年度)
施策の方向性 2 地域のつどいに参加することができる				
2-2-1	ふれあいいいききサロンの推進、支援	区長、民生委員・児童委員との関わりを深め、ふれあいいいききサロンを推進していくとともに、高齢者中心のサロン活動だけでなく、様々な分野のサロンへの活動支援も進めていきます。	サロン数(すべてのサロン)	70 団体
2-2-2	老人クラブ事業	高齢者の生きがい活動促進となる各種教室・講座やイベント等の実施、会誌「むろがや」の発行や単位クラブへの活動支援を実施していきます。また、老人クラブ会員数が減少している状況に対し、会員増強運動に取り組めます。	老人クラブ会員数	1,616 人
施策の方向性 3 地域の福祉活動に参加することができる				
2-3-1	福祉協力員事業	地域で福祉的な援助を必要とする高齢者や障がい者やその家族の問題解決を図るため、適切な援助や協力をを行う福祉協力員制度について、まずは活動実態を調査し、福祉協力員制度の在り方について検討したうえで、活動を推進していきます。	福祉協力員数 (実態調査、在り方について検討)	85 人
2-3-2	生活支援体制整備事業(立ち上げ、継続支援)	住民主体による身近な地域での支え合いや生活支援、介護予防等が図られるよう、生活支援体制整備事業における地区単位等での協議体の立ち上げや活動の支援を実施していきます。また、協議体が世代を超えた継続的な活動となるよう、小中学校での授業を行うなどの関わりを持ち、次の世代の担い手を発掘していきます。	協議体立ち上げ 地区数、協議体団体数	6 地区 8 団体
2-3-3	各地区社協運営支援と地域づくり	9行政区に設置されている地区社会福祉協議会活動の支援や地区社協会議等への参加、協力等を実施し、地区社協による小地域での福祉活動を推進します。	地区社協活動の 充実	すべての地区社協の 事務局・会計業務の 移行済み

目標値（予測値） （令和5年度）	目標値（予測値） （令和6年度）	目標値（予測値） （令和7年度）	目標値（予測値） （令和8年度）	目標値（予測値） （令和9年度）
70 団体	70 団体	70 団体	70 団体	70 団体
1,620 人	1,620 人	1,620 人	1,620 人	1,620 人
実態調査、在り方について検討したうえで、福祉協力員事業の推進又は、代替事業を推進する	実態調査、在り方について検討したうえで、福祉協力員事業の推進又は、代替事業を推進する	実態調査、在り方について検討したうえで、福祉協力員事業の推進又は、代替事業を推進する	実態調査、在り方について検討したうえで、福祉協力員事業の推進又は、代替事業を推進する	実態調査、在り方について検討したうえで、福祉協力員事業の推進又は、代替事業を推進する
7 地区 9 団体	8 地区 10 団体	8 地区 11 団体	9 地区 12 団体	9 地区 13 団体
地区社協ごとのペースで事業を推進する	地区社協ごとのペースで事業を推進する	地区社協ごとのペースで事業を推進する	地区社協ごとのペースで事業を推進する	地区社協ごとのペースで事業を推進する

基本目標3 まもる

No	施策名	取り組み内容	指標	現状値 (令和4年度)
施策の方向性1 相談窓口につながる事ができる				
3-1-1	総合相談体制の充実	市と連携・役割分担しながら、インフォーマルな相談に対応できるよう体制強化を図ります。	地域福祉活動計画アンケート「地域で相談を受けた際に相談や連絡をする関係者や関係機関について『社会福祉協議会』に相談する割合」	40.2%
3-1-2	障がい者基幹相談支援センター	障がいの種別や各種のニーズに対応し、社会福祉士や精神保健福祉士がより専門性の高い相談支援を実施します。また、権利擁護・虐待防止、市内事業所への専門的指導相談等、障がい者やその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。	相談件数 会議・研修参加回数	271件 38回
3-1-3	こころの健康相談事業	「自殺」を予防することを主の目的として実施します。また、「ひきこもり」支援や精神疾患を持つ方に対する相談事業も併せて実施し、精神障がい者やそのご家族等を中心とした地域生活支援の促進とともに福祉の増進を図ります。	相談件数 自殺防止に関する研修・講演会等の参加者数	120件 60人
3-1-4	生活困窮者自立支援事業 子どもの学習支援事業	経済的に困窮し生活や仕事に心配・不安を抱えている方に対し、相談支援を行い自立の促進を図ります。また、負の連鎖を防ぐために困窮世帯等の小・中学生を対象に、学習支援教室を定期的で開催します。	自立支援相談新規相談件数 学習支援教室参加者数	36件 145人
3-1-5	ハッピーバースデー事業	新生児の健全な育成を目的に家庭と地域をつなぐため、社協職員と各地区民生委員が家庭に訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関するサービスの窓口を紹介します。	訪問件数	41件
3-1-6	結婚相談所運営事業	結婚を希望する方の相談を受けて、適切な助言及び登録を行う結婚相談所運営事業を実施します。また、より多くの人との交流を図る為に出会いの場を提供します。	マッチング件数 婚姻件数	11件 0件
3-1-7	ケース会議への参加・協力	困難事例に対応するため、各種相談機関等や地域包括支援センターとの連携・協力を行うとともに、福祉ニーズを把握します。	ケース会議参加回数	22回

目標値（予測値） （令和5年度）	目標値（予測値） （令和6年度）	目標値（予測値） （令和7年度）	目標値（予測値） （令和8年度）	目標値（予測値） （令和9年度）
				50%
300回 40回	300回 40回	300回 40回	300回 40回	300回 40回
120件 60人	120件 60人	120件 60人	120件 60人	120件 60人
36件 225人	36件 230人	36件 235人	36件 240人	36件 245人
60件	60件	60件	60件	60件
15件 1件	15件 1件	15件 1件	15件 1件	15件 1件
24回	26回	28回	30回	32回

基本目標3 まもる

No	施策名	取り組み内容	指標	現状値 (令和4年度)
施策の方向性2 生活・権利をまもる				
3-2-1	委託相談支援事業	障がい者等が安心して地域生活を送ることができるよう、悩みごとや心配ごとの相談に対応できる事業を実施します。	委託相談支援件数	34人
3-2-2	生活福祉資金貸付事業	総合支援資金や教育支援資金、不動産担保型生活資金等による各種貸付についての相談対応や援助を実施します。	生活福祉資金貸付件数	1件
3-2-3	日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスにより、生活支援員がご本人に代わり福祉サービスの利用手続きや生活費の管理を行い、年金証書等を預かります。	日常生活自立支援事業契約者数	26人
3-2-4	法人後見事業	増大が予想される第三者後見人の担い手として、市社協による法人後見事業を実施していきます。	法人後見受任件数	0件
施策の方向性3 福祉の活動基盤をまもる				
3-3-1	市社協会員の募集、各地区社協助成事業	地域の福祉活動を支える一般会員、賛助会員、特別会員の募集を強化します。また、地区社協へ活動交付金を助成することで、地域住民による小地域での支え合いなどの地域福祉活動を推進します。	社協一般会員数	7,027人
3-3-2	善意銀行事業・福祉バザーの開催	市民の温かい善意の気持ち（金銭や物品の寄付）を預かり、地域福祉等に活用していく「善意の橋渡し」の活動を行う善意銀行や福祉バザーを実施します。	善意銀行寄付金額（令和3年度実績は65万円）	1,100,000円
3-3-3	共同募金運動事業	地域福祉に関する事業や地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援するため、共同募金事業を実施します。	共同募金目標額達成率	80%
3-3-4	社協バス・キャラバン管理運行	市民の社会福祉や地域福祉の向上を図るため、市社協が所有するマイクロバス等をボランティアグループや福祉団体の活動時に貸出します。	貸し出し件数	バス：79件 キャラバン：56件
3-3-5	福祉用具貸与	身体の不自由な方や高齢者など、日常生活に支障のある人に車椅子やポータブルトイレなどの福祉用具を貸与します。	貸し出し件数	36件

目標値（予測値） （令和5年度）	目標値（予測値） （令和6年度）	目標値（予測値） （令和7年度）	目標値（予測値） （令和8年度）	目標値（予測値） （令和9年度）
35人	35人	35人	35人	35人
貸付相談等に随時対応する	貸付相談等に随時対応する	貸付相談等に随時対応する	貸付相談等に随時対応する	貸付相談等に随時対応する
27人	28人	29人	30人	30人
0件	1件	1件	1件	1件
7,050人	7,075人	7,100人	7,125人	7,150人
800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
80%	80%	80%	80%	80%
バス：90件 キャラバン：60件	バス：90件 キャラバン：60件	バス：90件 キャラバン：60件	バス：90件 キャラバン：60件	バス：90件 キャラバン：60件
40件	42件	44件	46件	48件

基本目標3 まもる

No	施策名	取り組み内容	指標	現状値 (令和4年度)
施策の方向性4 みんなで暮らしをまもる				
3-4-1	要援護者・世帯ケース調査	民生委員・児童委員協議会の協力のもと、一人暮らし高齢者や重度障がい者などの市内の要援護者・世帯のケース調査を実施します。また、調査データの活用方法について慎重に検討していきます。	調査対象者件数	998件
3-4-2	友愛訪問事業による要援護者の見守り体制の構築	要援護者・世帯ケース調査の情報をもとに、民生委員・児童委員協議会の協力により、年2回の一斉見守りを行い、要援護者の見守りネットワークを構築します。	夏・歳末友愛訪問事業合計訪問件数	1,648件
3-4-3	災害ボランティアセンターの体制づくり、定期訓練	災害ボランティアセンターの立ち上げ運営訓練や災害ボランティアの育成事業の実施など、災害に備える取り組みを実施するとともに、災害時の対策（実際に災害が発生した場合に対応できる環境、物品の整備）を推進します。	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練及び研修会等の参加者数、実施回数	17人 1回
施策の方向性5 福祉サービスで暮らしをまもる				
3-5-1	病院受診や介護予防のための移送サービス事業	交通不便の解消及び自立支援の助長を図ることを目的に、日常生活を営むのに支障のある在宅の要介護高齢者等に対する移動支援サービスを行います。また、高齢者だけでなく障がい者など支援が必要な方に対する移動支援等についても、ニーズを把握したうえで検討していきます。	利用回数	2,566回
3-5-2	障がい児者相談支援事業、区分認定調査事業	障がい児者に、保健・医療・福祉のサービスが適切に提供されるよう、サービス計画書の作成やモニタリング等を実施します。	モニタリング・計画数 区分認定調査件数	33件 20件
3-5-3	多様なサービスの連携と創出	複雑化・多様化している福祉サービスへのニーズに対応するため、多様な事業者や専門機関等と連携しながら、福祉サービスの質の向上や新たなサービスの創出を推進していきます。	事業者や専門機関との会議開催回数	0回

目標値（予測値） （令和5年度）	目標値（予測値） （令和6年度）	目標値（予測値） （令和7年度）	目標値（予測値） （令和8年度）	目標値（予測値） （令和9年度）
1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
1,650 件	1,650 件	1,650 件	1,650 件	1,650 件
40 人 2 回	50 人 2 回	50 人 2 回	50 人 2 回	50 人 2 回
3,000 回	3,000 回	3,000 回	3,000 回	3,000 回
54 件 20 件	58 件 20 件	62 件 20 件	66 件 20 件	70 件 20 件
1 回	2 回	2 回	2 回	2 回

6章 資料編

1 上野原市社会福祉協議会の成り立ち

(1) 設立・役割

平成17年2月13日に旧上野原町と旧秋山村が合併し、上野原市が誕生したことに伴い、平成17年2月15日に旧上野原町社協と旧秋山村社協も合併し、上野原市社会福祉協議会が設立しました。社会福祉法第109条に位置づけられた社会福祉法人格を有する民間団体として、地域福祉の推進と高齢者や障がい児・者を対象とした事業を企画・実施し、地域で活動する各種団体への助成等も行っています。

社会福祉法に「地域福祉の推進を図る団体」と明記されているとおり、地域福祉活動に取り組む社会福祉法人として、市民参加のまちづくりやボランティア活動の促進、見守り支援体制の整備、相談体制の充実など市民が安心して暮らせるための事業を推進していきます。

また、9行政区に設置されている地区社会福祉協議会活動を支援する立場にあります。

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

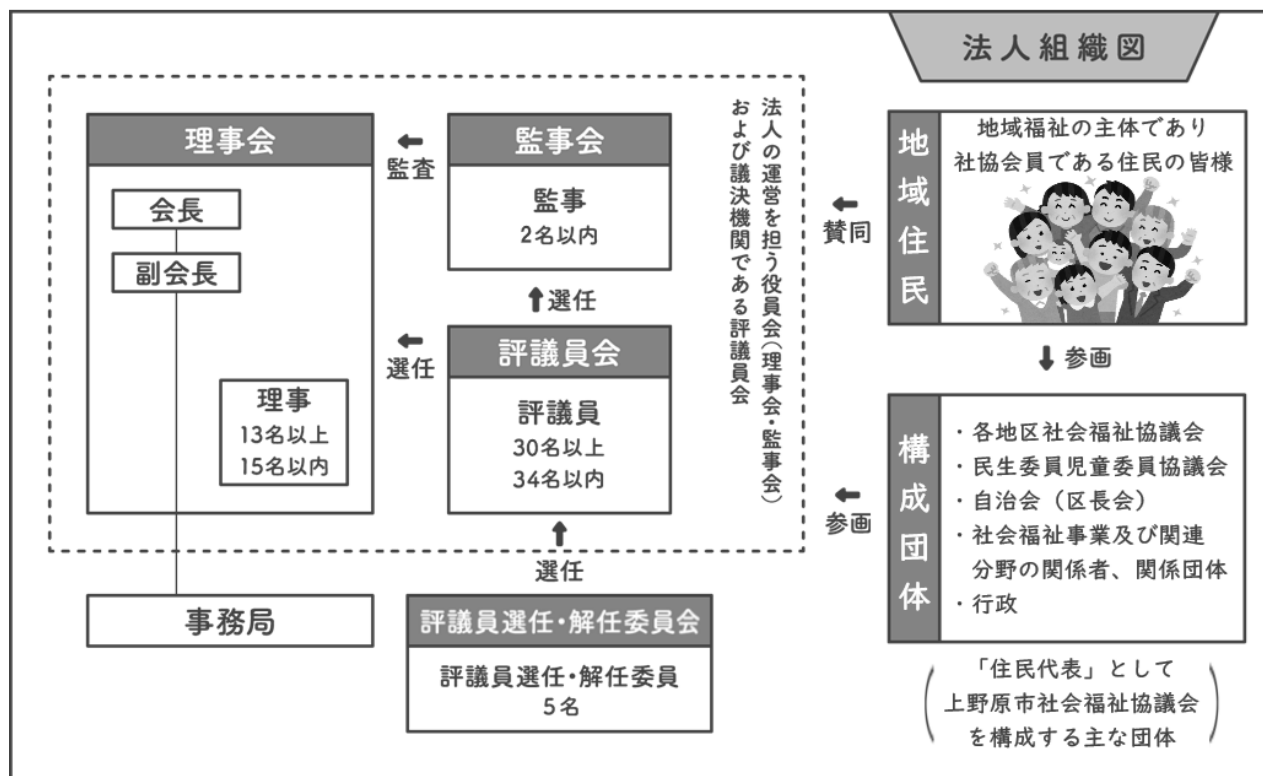
(2) 組織・財政

令和4年現在、役員は理事14人、監事2人、評議員32人、会員数は普通会员7,027名、賛助会員73名、特別会員11団体となっています。

収入は補助金、地域福祉事業、受託金で全体の60%以上を占めています。このほか会費、寄付金や共同募金分配金などで構成されています。

設立認可	平成17年2月15日
会長	学識経験者
役員構成	理事14名（会長、各地区民児協会長、各福祉団体長、市福祉保健部長）
評議員	32名（各地区区長会長、各地区民児協副会長、各福祉団体長など）
監事	2名（福祉法人理事長、税理士）
会員数	一般会員 7,027名（各世帯） 賛助会員 73名（市・地区社協役員、民生委員・児童委員など） 特別会員 11団体（各福祉団体など）
職員数	事務局 10人

上野原市社会福祉協議会組織図



2 第4次上野原市地域福祉活動計画の策定経過

(1) 第4次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属
福祉団体等の 代表者	加藤 昭夫	上野原市民生委員・児童委員協議会会長
	東山 邦子	ボランティア交流連絡会代表
	杉本 茂	上野原ひまわりクラブ会長
	関戸 将夫	上野原市障がい者福祉会会長
社会福祉施設の 代表者	岡部 順次	社会福祉法人平成福祉会 フェリーチェ上野原施設長
	久田 登美栄	社会福祉法人上野原若鮎会 わかあゆ工房施設長
住民組織の代表者	小俣 亮	上野原市区長会会長
学識経験者	小山 敏行	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会 事務局次長 福祉振興課長・事務取扱
	山崎 明彦	上野原市小中学校校長会会長
	白鳥 恵美子	上野原市福祉保健部長

(2) 策定経過

月 日	内 容
令和4年8月31日	<ul style="list-style-type: none">第4次地域福祉活動計画策定委員会委員委嘱状交付式第1回策定委員会<ul style="list-style-type: none">①上野原市地域福祉計画の概要について②上野原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の概要について③アンケート調査について
令和4年9月15日～ 令和4年9月29日	<ul style="list-style-type: none">第4次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査
令和4年11月7日	<ul style="list-style-type: none">第2回策定委員会<ul style="list-style-type: none">①第4次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査の報告について②第3次地域福祉活動計画（現行計画）の評価シートについて③第4次上野原市地域福祉活動計画の骨子（案）について
令和5年1月20日	<ul style="list-style-type: none">第3回策定委員会<ul style="list-style-type: none">①第4次上野原市地域福祉活動計画の素案について②年次行動計画（案）について
令和5年2月13日～ 令和5年2月24日	<ul style="list-style-type: none">第4次上野原市地域福祉活動計画（案）書面確認
令和5年3月1日	<ul style="list-style-type: none">第4次上野原市地域福祉活動計画策定

(3) 第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要領

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会
第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 この要領は、第4次地域福祉活動計画の策定に関し、関係団体・機関相互の連絡調整等を行い、その円滑かつ効率的な策定を図るため、第4次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会委員は、次に掲げるものをもって構成し、上野原市社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 学識経験者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

4 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定が終了するまでとする。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故がある時は副委員長が代理する。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、上野原市社会福祉協議会内に置く。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年7月6日から施行する。

上野原市社会福祉協議会 第4次上野原市地域福祉活動計画

発行日：令和5年3月

発行：社会福祉法人 上野原市社会福祉協議会

〒409-0112

山梨県上野原市上野原 3163 番地 上野原市総合福祉センターふじみ内

TEL 0554-63-0002

TAX 0554-63-0210

<http://uesya.com/>

